

マイ・ステージ 2017

高齢期に向けた
職業生活設計の
すすめ



厚生労働省
愛知労働局 ハローワーク



はじめに

我が国は、平均寿命の伸びと出生率の低下によって、世界に類を見ない速度で急速に高齢化が進行しています。このような中、将来にわたって経済社会の活力を維持するためには、若者、女性、高齢者などすべての者が労働参加できる全員参加型社会の構築が求められています。高齢者については、長年培ってこられた知識や経験を活かし、意欲と能力に応じた雇用機会や就業機会が確保され、高齢者にできる限り経済社会の担い手として活躍していただくことが求められています。

一方、その職業生活を充実させるためには、労働者自らが進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づく能力の開発及び向上並びに健康の保持及び増進に努める必要があります。

この冊子は、高齢期における職業生活の設計を行ううえで必要な情報を幅広く盛り込みまとめたものとなっています。高齢期における職業生活の充実に向け一助となれば幸いです。

なお、末筆ながら、監修にあたりご協力をいただきました関係機関・団体のみなさまに厚くお礼申し上げます。

2017年10月

愛知労働局職業安定部

目次

I 少子・高齢社会に備えて

1 少子・高齢社会	1
-----------	---

II 生涯生活設計のすすめ

1 三つのライフプラン	2
2 ライフプラン作成参考例	3
3 日常生活費の目安	5
4 1か月の収入と支出を試算	6

III 退職金

1 退職金	7
2 退職金と税金	7

IV 雇用保険制度

1 雇用保険制度の概要	8
2 失業したときの給付	9
3 受給者が再就職した場合の給付	12
4 年金と失業等給付との調整は	13
5 自己啓発を支援する給付	13
6 60歳以降も働き続ける方に高年齢雇用継続給付	14

V 年金制度

第1 国民年金

1 国民年金に加入する人	16
2 国民年金は基礎年金を支給	16
3 任意で加入する方法も	17
4 保険料は	17
5 65歳から老齢基礎年金を支給	17
6 支給開始年齢の繰上げ、繰下げ	18
7 老齢基礎年金の受給資格期間の短縮	19

目次

第2 厚生年金保険

1	厚生年金保険は基礎年金に上乗せ支給	20
2	事業所ごとに加入	20
3	70歳以上でも任意加入	20
4	保険料額は	20
5	特別支給の老齢厚生年金	21
6	65歳からの老齢厚生年金支給	23
7	その他の年金（参考）	26

第3 年金と税金

1	年金収入と所得税・住民税	27
2	雑所得の計算	27
3	源泉徴収と確定申告	27

VI 医療保険制度

1	健康保険	28
2	国民健康保険	30

VII 定年前後の主な手続き

31

VIII 中高齢期の再就職

第1 求職活動のために

1	再就職前にチェック	33
2	「自分」を振り返ってみよう	34
3	求人募集に応募する前に	34
4	愛知の求人・求職の状況	35
5	再就職のための公的機関	36
6	求人票の見方	37
7	「求職活動支援書」を活用する	39
8	在職中の再就職支援	40
9	採用面接のポイント	41

目次

第2 資格取得等に関する各種制度

1	ビジネス・キャリア検定試験	42
2	教育訓練講座	43
3	技能検定職種	44

第3 職業訓練

1	公共職業訓練	45
2	生涯現役に向けた各種事業(技能講習)	47

IX 多様な働き方を探す

第1 シルバー人材センター

1	臨時・短期・軽易な就業に“シルバー人材センター”	48
---	--------------------------	----

第2 ボランティア活動

1	ボランティア活動の一例	51
2	育児ボランティア	51
3	ボランティア活動に関するお問い合わせは	53

第3 創業と起業

1	相談・支援機関	54
2	仲間同士が集まって創業・起業する企業組合	55
3	創業・起業者のための融資制度	56

X 窓口ガイド

1	仕事のことは	58
2	労働問題のことは	60
3	年金・健康保険のことは	62
4	税金のことは	63

I 少子・高齢社会に備えて

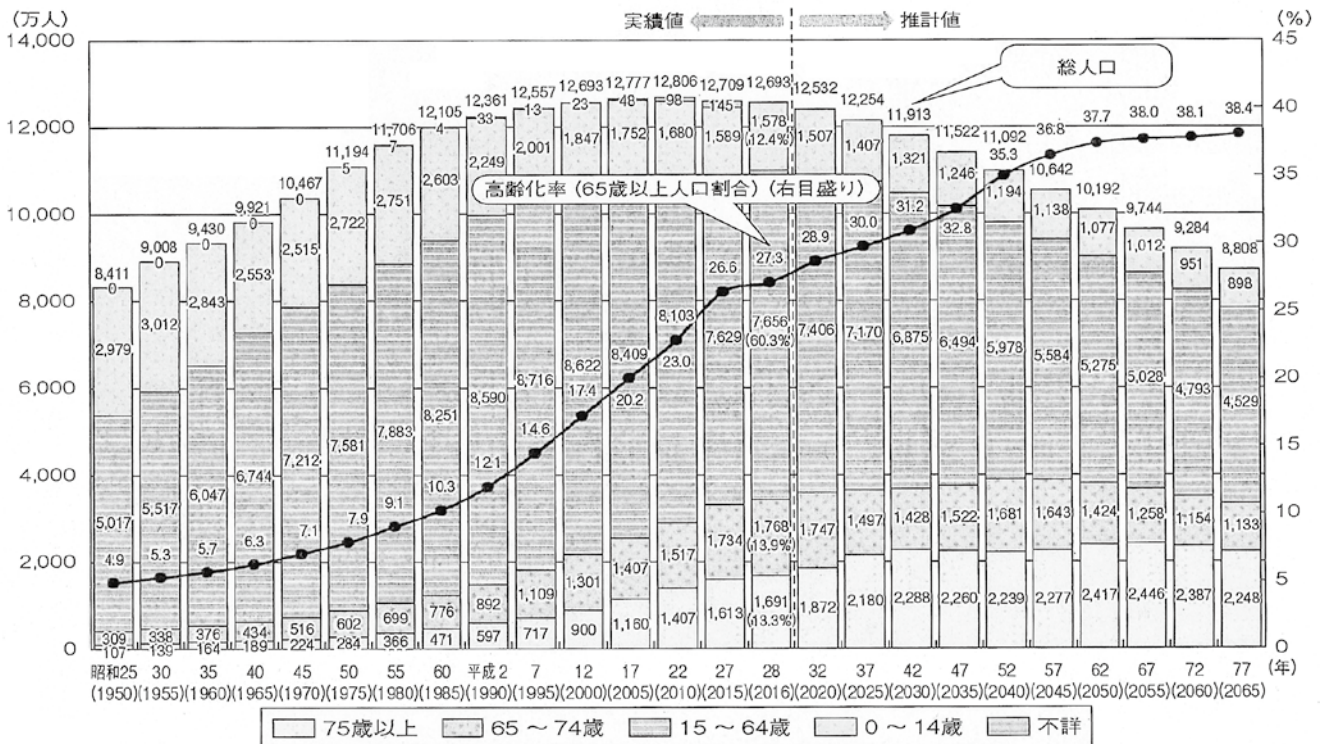
1 少子・高齢社会

我が国の人口は、世界でも例を見ない急速な少子高齢化が進んでおり、平成28年10月1日時点での65歳以上の高齢者は3,459万人、総人口に占める割合は27.3%となった。今後もこの高齢化率は上昇を続けると見込まれています。また、15歳から64歳の人口（生産年齢人口）は、2065年には総人口の51.4%となると推計されています。

これに伴って、労働力人口の減少も見込まれ、日本経済の活力低下、若年世代に対する社会保障負担の増加、医療費等の財政負担の増加など、様々な問題点が指摘されています。

現在の高年齢者は昔に比べ体力や能力も高く、また平均寿命も延びていることから、高年齢者の知識、技能、経験等の能力を適正に評価し、十分に活用することが必要となっています。同時に体力や余命に応じて高年齢労働者自身にも意欲と能力を活かすための自主努力が求められる時代になってきています。

■ 高齢化の推移と将来推計



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」（平成28年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による。年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

■ 平均余命表

年齢	男	女	年齢	男	女	年齢	男	女
40	41.96	47.82	56	27.13	32.60	72	14.25	18.27
42	40.04	45.87	58	25.38	30.75	74	12.84	16.58
44	38.14	43.94	60	23.67	28.91	76	11.46	14.94
46	36.25	42.02	62	21.99	27.09	78	10.15	13.35
48	34.38	40.11	64	20.35	25.28	80	8.92	11.82
50	32.54	38.11	66	18.76	23.49	82	7.78	10.38
52	30.71	36.33	68	17.22	21.73	84	6.74	9.03
54	28.91	34.46	70	15.72	19.98	86	5.82	7.78

資料：厚生労働省「平成28年 簡易生命表」

（平成28年1年間の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるか）という期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものです。

II 生涯生活設計のすすめ

1 三つのライフプラン

定年退職を境に、仕事を通じて作り上げた人間関係や生活環境は大きく変化することになり、それに伴って定年後の人生（セカンドライフ・ステージ）に対する不安も生まれてきます。

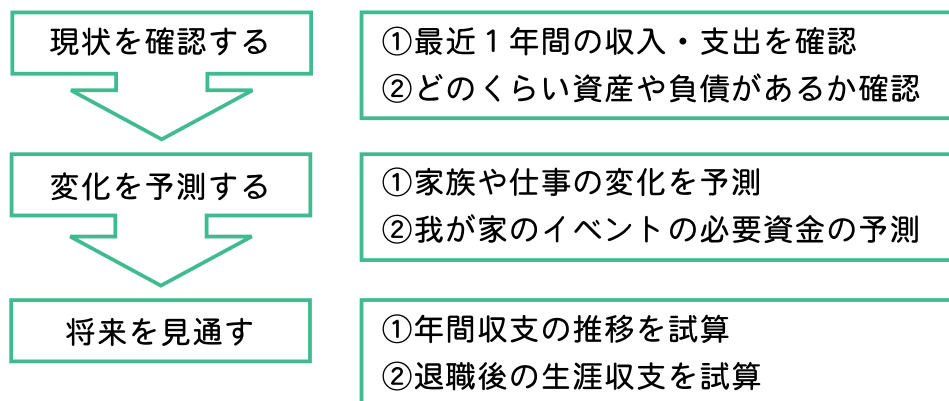
このような不安を払拭し、高齢期における生活をより充実したものとするためには、在職中から生活全般にわたる将来計画をたて、職業生活からの引退後の生活に向けた準備を整えておくことが大切です。

人生観や我が家の方針などが具現化されるよう三つのライフプランについて考えてみましょう。

①生涯経済プラン

生涯を通じての経済生活を計画的に設計していくプランです。

長寿化により退職後の生活が長期間となる、核家族化により自助独立の必要があるなどの背景があるなか、今後の人生において各ライフステージごとに変化する収入や支出を予測し、将来のリスクも視野に入れて自分自身の計画を考えてみましょう。



②心身の健康プラン

「健康」は私たちの生活を充実させるための基本的な条件といえます。

高齢期を見据え、なるべく早い時期から、健康的な生活習慣の確立に努めていきたいものです。

しかし、人にはいろいろと個人差があり、性格、生活、嗜好、また健康状態にも違いがありますので、健康プランも人それぞれとなります。まずは継続して実践できる①運動②食事③休養のあり方を考えてみましょう。

③キャリア開発プラン

キャリア開発の目指すところは、「生きがい」を実感できる「居場所」を創造することにあります。

生涯を通じて豊かで生きがいを感じられるように、人生の目標を自主的に選択して、個性豊かな、職業人・地域社会人・家庭人として持てる力を十分に発揮していくためのプランです。

ワーク・アンド・ライフ・バランスを考え、職務と生活それぞれのキャリア開発を考えてみましょう。

I 労働（職業）生活における職務キャリア開発

積み重ねてきた知識や技術・技能をさらに向上させながら能力開発を行ったり、自己啓発を行うことで現役世代の職務遂行に役立つうえに、転職や再就職のためにも役立ちます。

例えば、能力開発・自主学习・OJT・Off-JT など

II 生活の仕方キャリア開発

職業生活に着目する職務キャリア開発に対し、個人の自由時間を、健やかに、内容豊かに充実した日々を過ごすために、目標をもって自主的にすすめる生きがいにつながるものです。

例えば、ボランティア・趣味・文化活動・スポーツなど、

参考：一般社団法人中高年齢者雇用福祉協会「ないすらいふ情報」

2 ライフプラン作成参考例

▶ 家計を同一にする家族を記入する

		西暦の年数	作成の仕方	現在の状況	
II 家 族	年 齢	本 人 (夫)	・まず「夫婦」の年齢を平均余命まで ・「子供」は就職、結婚など経済的に独立するまで 主な年齢 中学入学 12歳 結婚 男性 31.1歳 高校入学 15歳 女性 29.4歳 大学入学 18歳 就職 22歳 (2014年人口動態統計)	50歳	
		配 偶 者 (妻)		47歳	
		第 1 子		大学生20歳	
		第 2 子		高校生17歳	
	予 定 行 事	★収入・支出に關係する家族の予定 (希望) 行事 ・子供進学、卒業、就職、結婚 ・マイホームの新築、改築 ・職業上の変化(定年・再就職・引退) ・車の購入、買い替え ・年金の支給開始 (夫・妻) ・記念旅行 ・家族の増減 ・その他			
① 生 涯 経 済 プ ラ ン (予 測)	収 入	經常収入	★1年間の金額 ・税込み額で ・将来の昇給、降給が見込まれるときは見込む、不明なら現在程度で推移とする ・再就職が未定のときは働かないものとして ・「年金」は、公的年金、共済年金、企業年金を合算して記入 ・個人年金は「その他の収入」へ記入 ・「一時収入」は退職一時金、雇用保険給付、生命保険満期返戻金など	700	
		給与等の収入			
		年金の収入			
		その他の収入			
		配偶者の収入		96	
		一時収入			
	計 (A)	796			
	支 出	日常生活費	消費支出	・家族数に増減がなければ現在額程度で推移する ・退職年は退職金の税金を加算する	256
			基本生活費		
			自己実現費		181
税金・保険料		142			
一 時 支 出		住宅関係	・購入、新築、増改築 ・レジャー・生きがい		
		子ども関係	・趣味、スポーツ、旅行など ・教育関係一時費用、結婚費用援助	100	
		医療関係	・入院費、義歯など		
		耐久消費財	・車の買い替えなど		
その他					
ローン返済	・住宅ローンほか返済額 (元利合計)	80			
計 (B)	759				
収支のバランス (A-B)	・マイナスのときは△印→「貯蓄残高」の取り崩し	37			
貯蓄残高	・前年の「貯蓄残高」に当年の「収支差額」をプラスまたはマイナスする	1,644			
借入金残高	・前年の「借入金残高」から当年の「ローン返済額」を差し引く。 「借入金残高」を元金で記入する場合は、年間の「ローン返済額」から利息相当額を控除した額を差し引く。	1,160			
経済プラン (対応型)	支出減、収入増の両面から対策を				
②	心身の健康管理プラン	減塩→塩分控える とにかく歩く→タクシーに乗らない、一日1万歩歩く、駅でエスカレーターに乗らない	●血圧が高い ●毎日晚酌ビール2本 ●運動不足		
③ キ ャ リ ア 開 発 プ ラ ン	職務キャリア開発	・担当職務の第一人者になる ・自分の職業能力を身につける ・ライフワークの夢を実現する 社外でも通用する専門性 転職・再就職に備える 終生の取り組み	(大学、専門学校入学 ・資格取得 ・通信・通学講座受講 ・技能・技術の習得)	●職務多忙で特にやっていない	
	生活の仕方キャリア開発	現在やっていること 趣味・スポーツ 家族関係 地域活動 ボランティア活動	やりた こと こと	●子供・妻との対話少ない ●地域活動つき合いなし ●趣味少ない	

(注) 1. 「一時収入」の2027年は退職金、「その他の収入」の2027年以降は、個人年金(80万)、高齢雇用継続給付(2027年~2032年)および高齢求職者給付金(2032年)
 2. 2026年の借入金残高と、2027年のローン返済額との差は繰上げ返済による利息返済減少分。

II 生涯生活設計のすすめ

■作成の手順■

- ①希望を整理する
- ②目標をつくる
- ③実行する

■作成の効果■

漠然とした将来の不安 → ライフ・プランの作成 → 問題点対策が明確化 → 不安が安心感生活のハリに変わる

単位：万円

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29						
	長女大学入学	長男大学卒業 就職	長女成人式	結婚式 (記念旅行)	長女大学卒業 就職					就労海外旅行 定年退職継続	長男結婚 住居一部改築	長女結婚 車買換え			勤務終了 年金受給開始			妻国民年金 受給開始
	710	720	730	740	700	700	700	700	700	276	192	192	192	192	48			
															179	239	239	210
										102	109	109	109	109	137	80	80	80
	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	24					58
										1,868								
	806	816	826	836	796	796	796	796	796	2,342	397	397	325	301	364	319	319	348
	259	259	259	259	260	260	260	260	260	252	249	249	249	249	210	197	197	197
	186	186	186	186	167	161	161	161	161	142	135	135	135	135	113	105	105	105
	143	143	143	143	142	142	142	142	142	102	89	89	89	89	49	36	36	36
											500							
										100								
	200	100	120	100							200	200						
					20					20		200			20			
	80	80	80	80	80	80	80	80	80	385								
	868	768	788	768	669	643	643	643	643	1,001	1,173	873	473	473	392	338	338	338
	▲62	48	38	68	127	153	153	153	153	1,341	▲776	▲476	▲148	▲172	▲28	▲19	▲19	10
	1,582	1,630	1,668	1,736	1,863	2,016	2,169	2,322	2,475	3,816	3,040	2,564	2,416	2,244	2,216	2,197	2,178	2,188
	1,080	1,000	920	840	760	680	600	520	440									
	← 60歳以降の継続勤務のための能力開発										← 継続勤務（再雇用・再就職）							
	← 退職金の運用研究																	
	← 妻60歳までのパート勤務継続																	
	← 駅までバスを止め徒歩通勤、休日は1日1万歩歩く																	
	← 休肝日週2日																	
											← 年1回は夫婦で人間ドッグ							
	← 職務能力開発に努める																	
	← パソコンの技能取得向上(パソコン教室に入る)																	
	← 資格取得(情報処理技術者・社会保険労務士)																	
	← 週2～3回は家族と夕食を共にする																	
	← ボランティア活動(地域活動)を始める																	
	← 囲碁・つりを始める																	

ライフプランは、家庭状況の変化や、社会情勢の変化、定年後に働くあるいは働かないなど、見直しや修正が必要となりますので、パソコンでの作成がおすすめです。

参考：一般社団法人中高年齢者雇用福祉協会「ないすらいふ情報」

3 日常生活費の目安

総務省の家計調査報告における高齢期の月間家計支出（2016年 平均値）を参考にしてみましょう。
支出には、生活するうえで使う消費支出以外に、税金、年金、各種保険料などのように家計として支出計画に入れておく必要のある非消費支出があります。

■世帯主の年齢階級別（二人以上の世帯）

年齢	50～59歳	60～69歳	70歳以上	
世帯人員	3.25	2.72	2.38	
世帯主の年齢	54.4	64.9	76.9	
消費支出	食料	78,911	75,244	68,238
	住居	15,388	16,330	14,216
	光熱・水道	22,772	21,901	20,920
	家具・家事用品	11,317	10,802	9,233
	被服・履物	14,246	9,754	6,959
	保健医療	11,590	14,936	14,773
	交通・通信	54,166	36,399	24,698
	教育	24,436	1,469	531
	教養・娯楽	30,897	27,508	24,643
	その他消費支出	79,230	62,940	54,440
B 消費支出合計	342,952	277,283	238,650	

■高齢夫婦（無職）

夫65歳以上・妻60歳以上
2
75.2
64,827
14,700
18,851
9,017
6,675
15,044
25,256
1
26,303
57,016
237,611

■単身世帯

世帯主の年齢	58.6	
消費支出	食料	39,808
	住居	20,169
	光熱・水道	11,028
	家具・家事用品	5,343
	被服・履物	5,554
	保健医療	6,720
	交通・通信	18,640
	教育	12
	教養・娯楽	19,230
	その他消費支出	32,406
B 消費支出合計	158,911	

■高齢単身（無職）

年齢60歳以上
73.9
36,982
13,092
12,577
5,384
4,522
8,016
14,378
21
17,718
36,862
149,552

◆非消費支出

◆必ず出費となる

税	住民税	
	所得税	
	固定資産税	
	自動車税	
	厚生年金	
社会保険	国民年金	
	健康保険料	
	介護保険料	
	雇用保険料	
	他	

◆見直しにより節約可能

個人保険	生命保険料	
	損害保険料	
	火災保険料	
	他	

4 1か月の収入と支出を試算

まずは、現在の1か月の収支を把握し、さらに定年後に継続して就労したり再就職した場合などは、給与が下がることも考えられます。また、年金収入が主な収入となった場合など、それぞれ想定してみましょう。

		※14～15ページ参照	現 在	給与低下が あった場合	年金が主な 収入の場合
経営収入		給与（本人）			
		給与（配偶者）			
		高年齢者雇用継続給付金※			
		年金			
		その他収入			
A 収入合計					
消費支出	基本生活費	項 目	内容例		
		食費	食料、飲料、外食		
		住居費	家賃、設備修繕維持		
		光熱・水道費	電気、水道、ガス、灯油		
		家具・家事用品費	家具、食器、洗剤		
		被服・履物費	洋服、下着、靴		
		保健医療費	診療代、医薬品、理美容		
		交通・通信費	交通費、電話、郵便、マイカー維持費		
	その他	ローン返済			
	自己実現費	教養・娯楽	おこづかい、書籍、習い事代、 入場料、運動用具、旅行など 基本生活費に含まれない支出		
その他					
B 消費支出合計					
非消費支出	税	5 ページの「◆非消費支出」を参照			
	社会保険料				
	個人保険料				
	その他				
C 非消費支出合計					
D 実支出合計 B+C					
収支 A-D					

☆併せて資産（預貯金、証券、保険、不動産など）と負債（借入金残高など）を整理してみましょう。
☆一時支出（増改築、自動車購入、入院費、結婚費用など）も考えてみましょう。

III 退職金

1 退職金

退職金は、退職後の経済設計を考えるうえで、年金とともに二本柱ともいえる重要な収入源です。近年、労働者の高齢化に伴って退職金制度にも種々の変化がみられ、特に退職一時金の年金化が進んでいます。

退職金が一時金として支給される場合には、退職後の生活の基盤となるものですから、その運用については、元金の保証された確実なものであることを優先し、生活設計に合わせて計画的に運用することが必要です。

2 退職金と税金

退職金には通常、その支払を受けるときに所得税および復興特別所得税と住民税が源泉徴収または特別徴収されます。

退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了（分離課税）しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

退職金に課される国税の計算方式については以下のとおりです。

■ 退職金課税のしくみ

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

↳ 1,000円未満の端数切捨て ↳ (表-1) 参照

$$\text{所得税及び復興特別所得税の額} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

↳ (表-2) 参照

(注)：役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります（上記『■退職金課税のしくみ』における課税退職所得金額の計算過程で2分の1を乗じずに計算します。）。

(表-1) 退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

注1：障害者になったことに直接基因して退職した場合は上記により計算した金額に100万円を加算します。

注2：勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年として計算します。

(表-2) 退職所得税額の速算表

課税退職所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	-
195万円超～330万円以下	10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	427,500円
695万円超～900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超～4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

■ 退職金にかかる税金の計算例（30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合）

退職所得控除額は $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1,500\text{万円}$

課税退職所得金額は $(2,500\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$

所得税及び復興特別所得税の額は $(500\text{万円} \times 20\% - 42\text{万}7,500\text{円}) \times 102.1\% = 58\text{万}4,522\text{円}$ (1円未満切捨て)

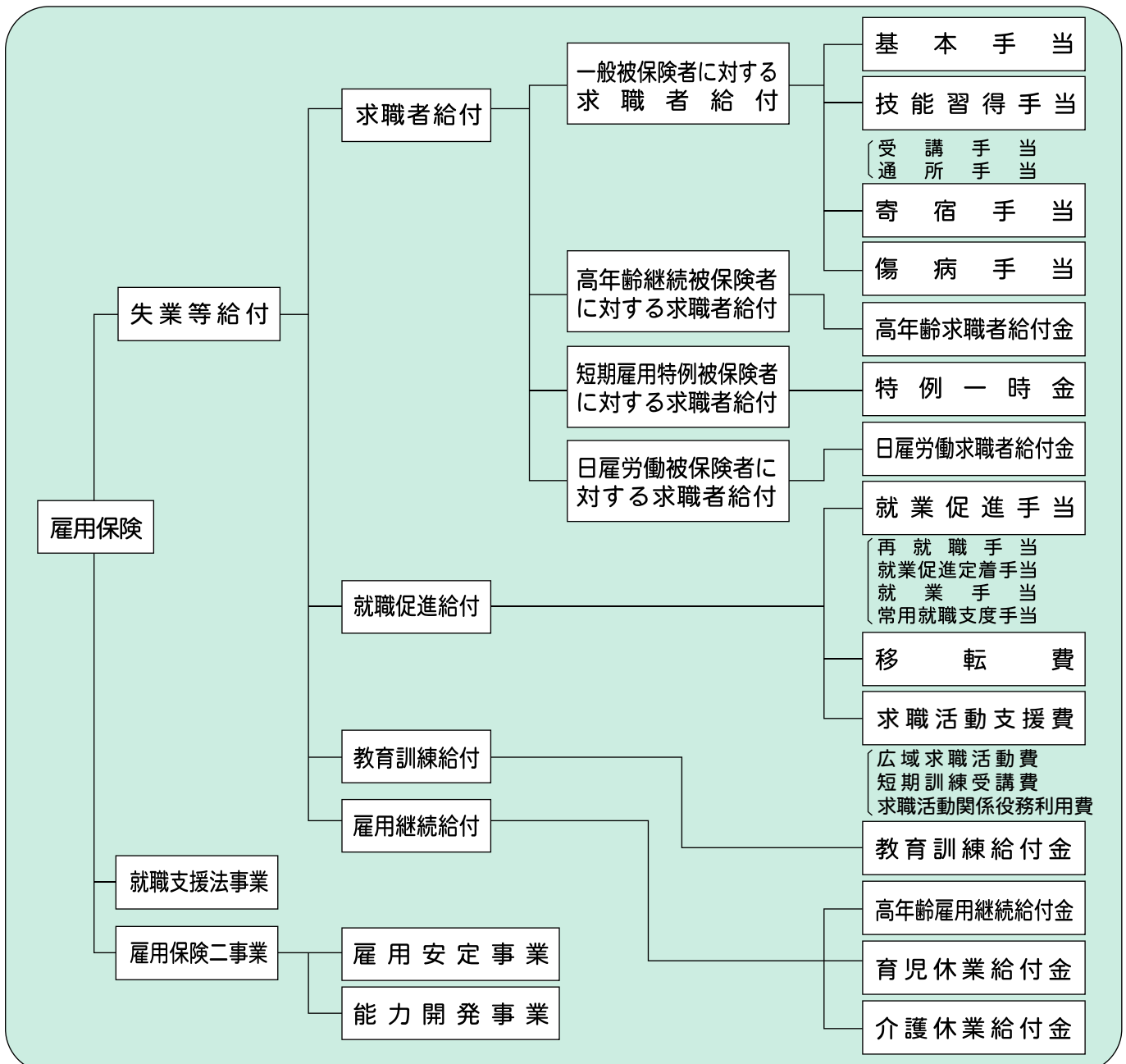
※この他に住民税として、500,000円特別徴収されます。なお、住民税に係る計算式については、市区町村で確認してください。

IV 雇用保険制度

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等再就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

この目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行い、このための費用は、国・事業主・労働者の三者がそれぞれ負担することになっています。

1 雇用保険制度の概要



2 失業したときの給付

1 一般求職者給付

<基本手当>

(1) 受給資格及び被保険者期間

基本手当は、一般被保険者が離職し労働の積極的な意思及び能力（健康状態・家庭環境等）を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大限4年間）に被保険者期間が通算して12か月以上あったときに受けることができます。

ただし、倒産・解雇等により離職した特定受給資格者又は、一部の特定理由離職者に該当する場合は、離職の日以前1年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大限4年間）に被保険者期間が通算して6か月以上あったときに給付を受けることができます。

■ 雇用保険への加入と保険料の負担 ■

◆被保険者となるのは…

労働者を一人でも雇っている事業所（法人でない5人未満の農林水産業は当分の間暫定任意適用）は適用事業所となり、そこに雇用される労働者は、原則としてその意思にかかわらず被保険者となります。

ただし、次の人は除外されます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者は除く。）
- ② 同一事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（日雇労働被保険者に該当する者は除く。）
- ③ 季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満の者
- ④ 昼間学生
- ⑤ 船員法第1条の船員であって、漁船（政令で定めるもの）に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として雇用される場合を除く。）
- ⑥ 公務員、これに準ずる者のうち、退職時の手当の内容が他の法令、条例等により雇用保険の失業給付の内容を超える者

◆被保険者の種類は4種類…

- ① 一般被保険者
- ② 高年齢継続被保険者
- ③ 短期雇用特例被保険者
- ④ 日雇労働被保険者

◆保険料の負担は…

賃金総額に、その事業に適用される雇用保険料率（下表参照）を乗じた額となります。

なお、4月1日において満64歳以上の一般被保険者の保険料は免除されます。（平成31年度分まで免除）

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般事業	9/1,000	6/1,000	3/1,000
農林水産・清酒製造業	11/1,000	7/1,000	4/1,000
建設業	12/1,000	8/1,000	4/1,000

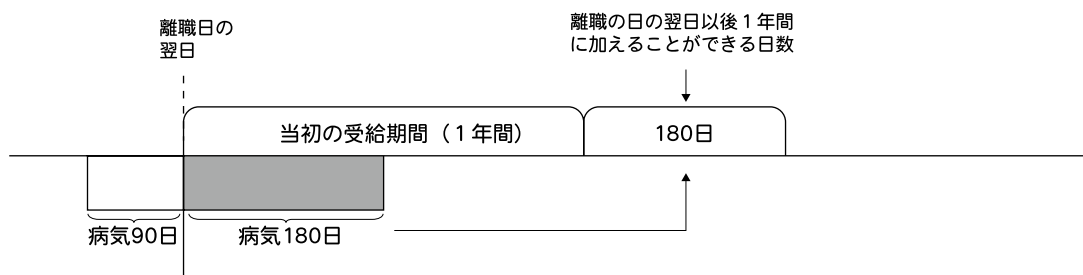
(2) 受給期間

受給期間は、原則として離職日の翌日から起算して1年間です。（その間に、後で述べる所定給付日数分を限度として基本手当が支給されます。）

ただし、次の事情で今すぐに職業に就くことができない人は受給期間の延長が認められます。

ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷、一定のボランティア活動等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、その日数を1年間に加えることができます。ただし、加えた後の期間は最大限4年間です。

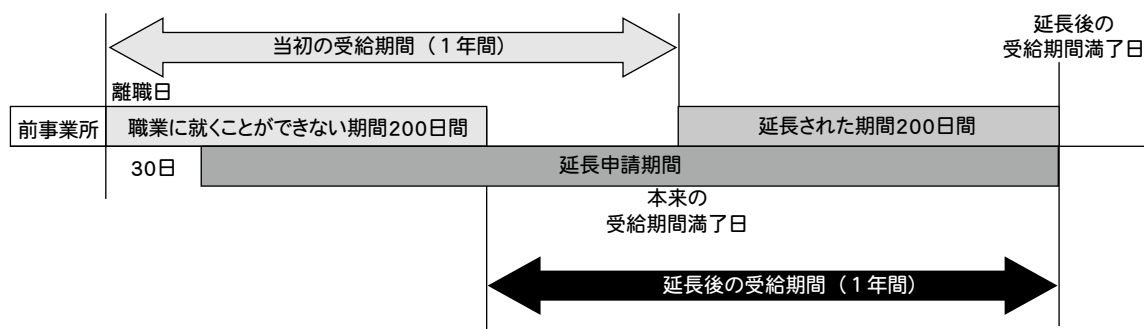
例えば、病気で離職した場合を図示すると次のとおりです。



※ 受給期間の延長の手続きは、引き続き30日以上働くことができなくなった日の翌日から、受給資格に係る離職日の翌日から4年を経過するまでの間（延長後の受給期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）に、受給期間延長申請書に離職票2と受給期間延長理由が確認できる証明書等を添え安定所に申請することになります。

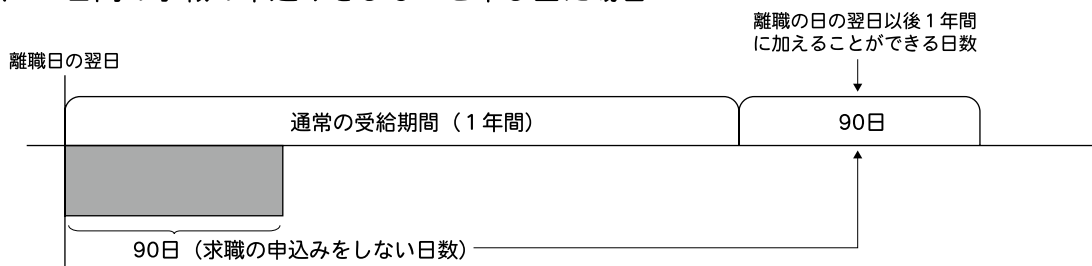
なお、高年齢雇用継続給付や教育訓練給付の支給対象となる場合は、同時に適用対象期間延長の申請をしていただくことになります。

また、本人が安定所に来所できないときは、郵送又は代理人でも手続きができます。（ただし、代理人による申請の場合は委任状が必要です。）



イ 定年退職者（60歳以上）等で一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、その求職の申込みをしないことを希望する期間を1年間に加えることができます。ただし、加えた後の期間は最大2年間です。

例えば、90日間の求職の申込みをしないと申し出た場合



※ 受給期間の延長のための手続きは、離職した日の翌日から起算して2か月以内に、受給期間延長申請書に離職票2を添えて安定所に本人自身が申し出てください。

Ⅳ 雇用保険制度

(3) 給付率及び日額（平成29年8月1日現在）

原則として離職前6か月間における平均賃金日額のおよそ45%～80%で、一定の基準により次表のとおり決められています。

年齢区分	賃金日額	基本手当日額
60歳未満	2,470円以上4,940円未満	賃金日額×100分の80
	4,940円以上12,140円以下	賃金日額×100分の80～100分の50
	12,140円超	賃金日額×100分の50
60歳以上65歳未満	2,470円以上4,940円未満	賃金日額×100分の80
	4,940円以上10,920円以下	賃金日額×100分の80～100分の45
	10,920円超	賃金日額×100分の45

ただし上限額・下限額が定められています。

ア 上限額は、年齢別により右のとおりになります。

イ 基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく1,976円（賃金日額 2,470円）となります。

*毎年8月1日に額が変更（引上げ又は引下げ）される場合があります。

年齢区分	基本手当日額上限	賃金日額上限
～29歳	6,710円	13,420円
30～44歳	7,455円	14,910円
45～59歳	8,205円	16,410円
60～64歳	7,042円	15,650円

(4) 所定給付日数

受給資格がある方で被保険者であった期間及び離職理由等により次のようになっています。

① ②及び③以外の全ての受給資格者（定年退職者や自己の都合等で離職した者）

被保険者であった期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

② 障がい者等の就職困難な受給資格者

年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満		150日	300日
45歳以上65歳未満		150日	360日

③ 特定受給資格者（倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者）

年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	120日(90日)*	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	150日(90日)*	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		90日	150日	180日	210日	240日

注1) 基本手当は、離職の日の翌日から1年（所定給付日数が360日の受給資格者は1年と60日、330日の受給資格者は1年と30日）以内についてのみ支給されます。

注2) 基本手当と特別支給の老齢厚生年金との併給調整については25ページ参照

*H29.3.31以前に離職した場合はカッコ内となります。

<技能習得手当>

受給資格者が安定所の指示により公共職業訓練を受講している間は、基本手当のほかに受講手当・通所手当といった技能習得手当を受給できる場合があります。

<傷病手当>

受給資格者が離職後安定所に来所し、求職の申込みをした後において15日以上引き続いて傷病のため職業に就くことができない状態となった場合、基本手当の日額に相当する額の傷病手当が所定給付日数の範囲内で支給されます。

IV 雇用保険制度

2 高年齢求職者給付（一時金）

この一時金は、「高年齢被保険者」が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大限4年間）に被保険者期間が6か月以上あったときに、高年齢求職者給付金が一時金として支給されます。

高年齢求職者給付金の額は、次の表の日数分の基本手当の額に相当する額です。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

3 受給者が再就職した場合の給付

<再就職手当>

受給資格者が、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上を残して安定した職業（一年を超えて引き続き雇用されることが確実であること）に就いた場合に、一定の要件に基づき支給されるもので、支給残日数の60%（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上ある場合は70%）に相当する日数分に基本手当日額を乗じた額が支給されます。

なお、再就職手当の支給を受けたときは併給調整により高年齢再就職給付金は支給されません。

<就業促進定着手当>

就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金の1日分の額が雇用保険の給付を受ける離職前の賃金の1日分の額（賃金日額）に比べて低下している場合、就業促進定着手当が支給されます。

支給額は、（離職前の賃金日額－再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額）×再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数（通常月給制の場合は暦日数、日給月給制の場合はその基礎となる日数、日給制や時給制の場合は労働の日数）となります。ただし、次のとおり上限額があります。※賃金日額に上限額・下限額があります。

上限額：基本手当日額×基本手当の支給残日数に相当する日数（再就職手当の給付を受ける前の支給残日数）
× 30%

<就業手当>

支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象にならない形態（「安定した職業に就いた場合」以外）で就業（就職）した場合に、その就業日ごとに基本手当日額の30%（1円未満の端数は切捨て）が支給されます。（この手当が支給されると基本手当が支給されたとみなされます。）

<常用就職支度手当>

障がい者又は就職日において45歳以上で雇用対策法等に基づく再就職援助計画の対象者で、これまで常用雇用の経験の少ない者等が、基本手当の支給を受け終わるまでに安定所又は職業紹介事業者の紹介（紹介状の交付を受けて）により安定した職業に就いた場合に、基本手当の36日分を上限とする額が支給されます。

※ 次の表のとおり上限額が適用されます。（平成29年8月1日現在）

■ 再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

	再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当
60歳未満	6,070円
60歳以上65歳未満	4,914円

■ 就業手当の1日あたりの支給額（基本手当日額の30%）の上限額

	就業手当
60歳未満	1,821円
60歳以上65歳未満	1,474円

<その他>

移転費、広域求職活動費などがあります。

4 年金と失業等給付との調整は

受給権が発生する年金の受給権者が、失業給付（基本手当）を受ける間は老齢厚生年金・退職共済年金は支給停止されることになります。詳しくは年金事務所等（62ページ参照）へお問い合わせください。

5 自己啓発を支援する給付

<教育訓練給付金>

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

(1) 一般教育訓練給付金

(支給対象者)

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上（※）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※ 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

(支給額)

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

(2) 専門実践教育訓練給付金

(支給対象者)

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上（※1））あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上（※2）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※1 平成26年10月1日前に旧制度の教育訓練給付金を受給した場合であって、初めて専門実践教育訓練を受給しようとする場合は2年、同年10月1日以降に旧制度の教育訓練給付金又は一般教育訓練給付金の支給を受けた場合は10年以上。

※2 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

(支給額)

① 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で32万円を超える場合の支給額は32万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で96万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

② 専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。

この場合、すでに給付された①の訓練経費の40%と追加給付20%を合わせた60%に相当する額が支給されることとなりますが、その額が144万円を超える場合の支給額は144万円（訓練期間が3年の場合、2年の場合は96万円、1年の場合は48万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

(3) 厚生労働大臣指定講座

情報処理技術者資格、簿記検定、社会保険労務士等多彩な講座が指定されています。

(4) 教育訓練給付についても、基本手当と同様、適用対象期間の延長が認められます。

6 60歳以降も働き続ける方に高年齢雇用継続給付

60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳時点（被保険者であった期間が通算して5年未満の者は5年となった時点）より一定割合以上賃金が低下した状態で働いているときは「高年齢雇用継続給付」が支給されます。

この給付には、基本手当を受給しない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し安定した職業に就いた方を対象とする「高年齢再就職給付金」とがあります。

ここでは「高年齢雇用継続基本給付金」を中心に、その概要を紹介します。

(1) 支給対象者

被保険者であった期間が通算して5年以上であり、賃金が60歳時点に比べて75%未満に低下した場合に支給対象となります。

(2) 給付額

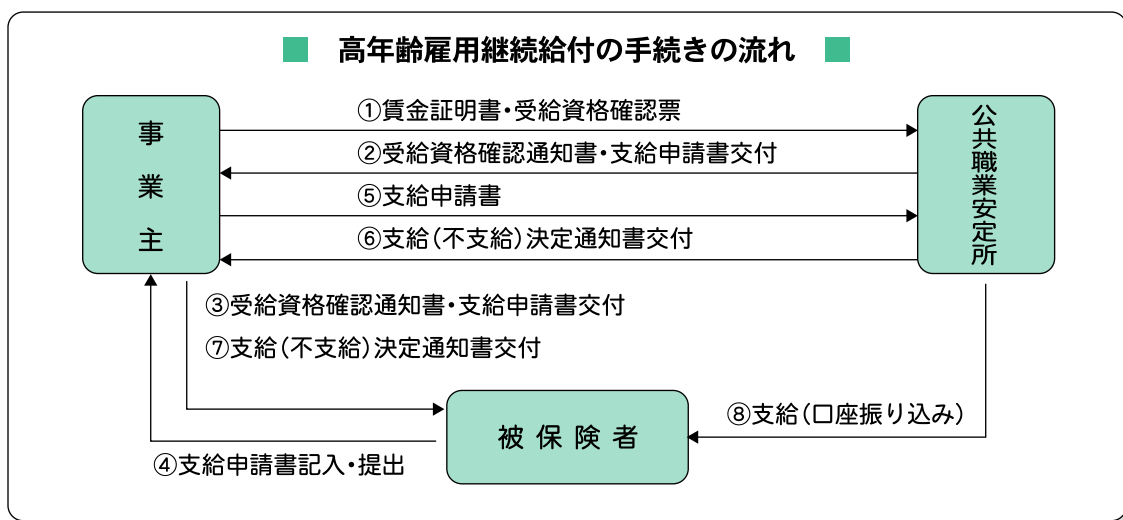
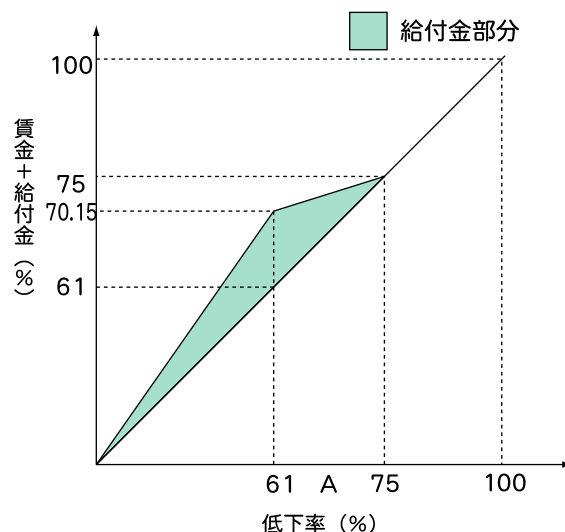
60歳以降の賃金の15%相当額（賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は、15%から0%の範囲で一定の率を60歳以後の賃金に乗じた額）が支給されます。

(3) 支給期間

65歳に達する日の属する月までの期間について支給されます。ただし、基本手当を受給した後に再就職した場合は、「高年齢再就職給付金」として基本手当の支給残日数が200日以上の場合は2年間、100日以上の場合は1年間を限度としてそれぞれ支給されます。

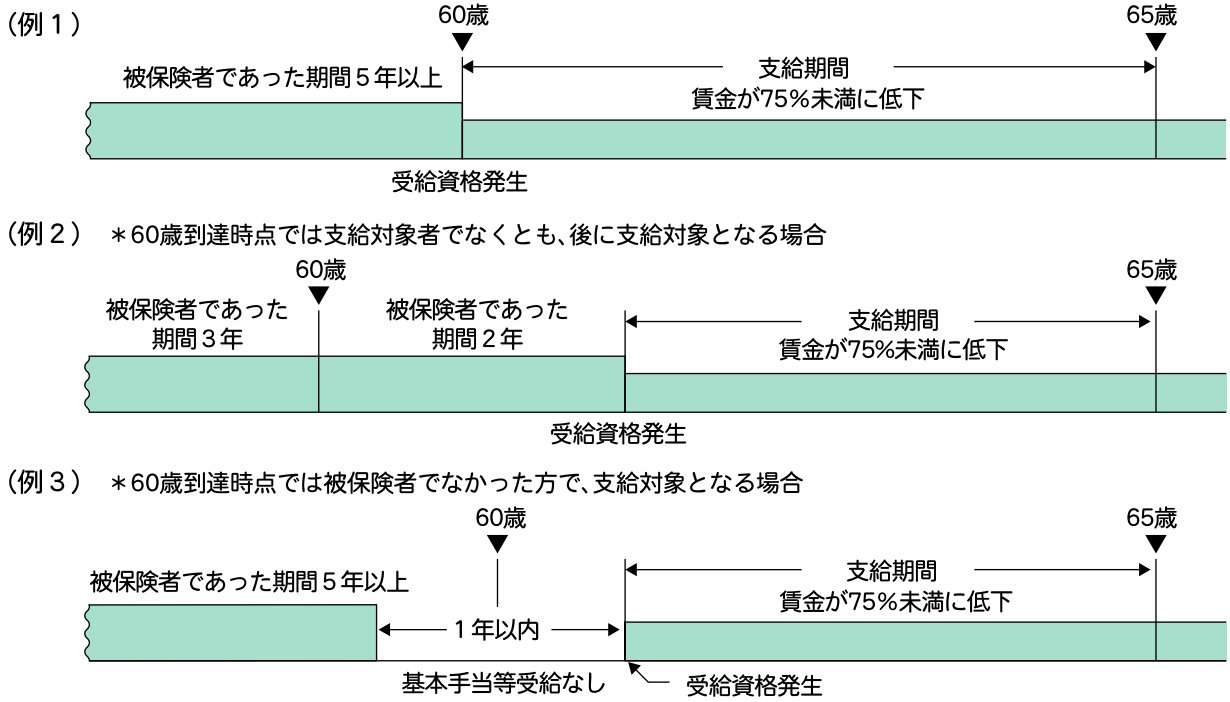
(4) 支給申請手続

この給付金の支給を受けるためには、原則として2か月に1度、支給申請書を働いている事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に提出してください。提出は、原則事業主を通じて行います。



IV 雇用保険制度

■ 高年齢雇用継続基本給付金の事例 ■



■ 高年齢雇用継続給付の給付金早見表（概算） ■

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額(賃金日額×30日分)							
	469,500円以上	45万	40万	35万	30万	25万	20万	15万
35万	0	0	0	0	0	0	0	0
34万	7,922	0	0	0	0	0	0	0
33万	14,454	4,917	0	0	0	0	0	0
32万	20,992	11,456	0	0	0	0	0	0
31万	27,528	17,980	0	0	0	0	0	0
30万	34,050	24,510	0	0	0	0	0	0
29万	40,600	31,059	6,525	0	0	0	0	0
28万	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0	0
25万	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	14,712	0	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	21,252	0	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0

- (注) 1. 早見表の給付金額は概算ですので、目安としてください。
 2. 給付金と支給された賃金との合計額が※上限額357,864円を超える額については支給されません。
 3. 給付金として算定された額が※下限額1,976円以下のときは支給されません。
 4. 毎年8月1日に※上限額及び※下限額が変更される予定のため、ご注意ください。
 5. 高年齢雇用継続給付と特別支給の老齢厚生年金との併給調整については25ページ参照

V 年金制度

第1 国民年金

1 国民年金に加入する人

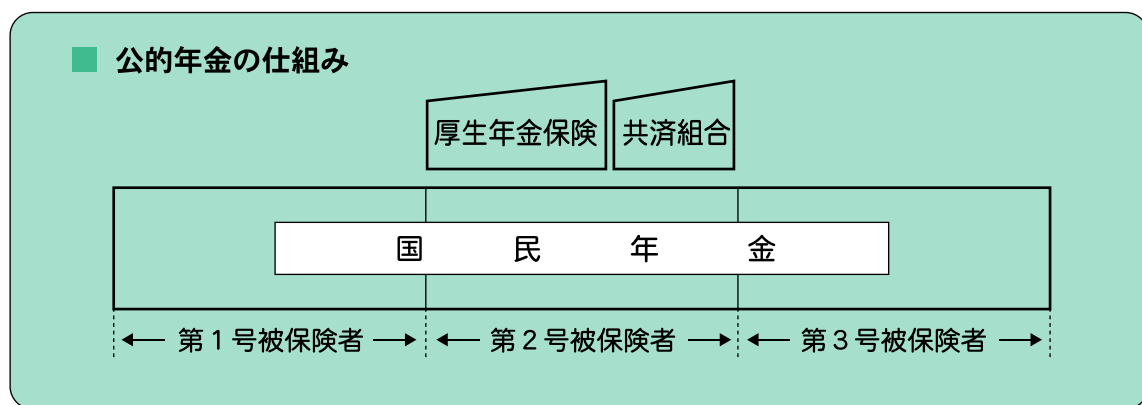
公的年金である国民年金、厚生年金保険、共済年金のうち、どの年金に加入するかということですが、自営業者、サラリーマンなどほとんどの人が国民年金に加入し、サラリーマンは、そのうえに職業により厚生年金保険や共済年金に加入することになります。

国民年金に加入する人は、職業などにより次の3種類に分けられています。

- (1) 20歳以上60歳未満の人で、日本国内に住んでいる自営業者や学生などとその配偶者
(第1号被保険者) → 国民年金として保険料を納める必要があります。
- (2) 厚生年金保険や共済組合の加入者
(第2号被保険者) → 保険料は厚生年金や共済年金制度として一括で払う形になっており、個別に納付する必要はありません。
- (3) 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
(第3号被保険者) → 保険料は、第2号被保険者が加入する制度全体で負担するので個別に納付する必要はありません。

2 国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、公的年金制度の土台として、全国民に共通の基礎年金が受けられるようになっています。サラリーマンは、この国民年金に加え、厚生年金か共済年金が支給されます。国民年金は、いわば2階建て年金の1階部分を担うという位置づけになっています。



3 任意で加入する方法も

国民年金への加入は、原則として60歳までですが、ご自身の希望で60歳から65歳までの間、任意加入することができます。

任意加入することによって、受給資格期間不足の人が年金を受けられるようになったり、満額の年金にならない人がより高い年金を受けられるようになったりします。

また、65歳までに受給資格期間を満たしていない昭和40年4月1日以前生まれの人は、受給資格期間を満たすまで（70歳未満に限る）任意加入できます。

なお、日本国籍を有する海外に居住する20歳から65歳までの方も任意加入できます。

4 保険料は

自営業者など第1号被保険者の毎月の保険料は定額で、平成29年度は16,490円となっています。また、希望により月額400円の付加保険料を納めることもできます。（保険料は、納付期限までに納付することとなっています。）

5 65歳から老齢基礎年金を支給

国民年金から支給される基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。

ここでは、老齢基礎年金について詳しく説明します。老齢基礎年金は、保険料を納めた期間（保険料納付済期間）又は、保険料を免除された期間（保険料免除期間）がある人が保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間若年者納付猶予期間（受給資格期間には含みませんが老齢基礎年金額には反映しません。）及び国民年金に加入しなくてもよかった期間（合算対象期間）等を合わせて25年以上ある場合に65歳から支給されます。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができます。

老齢基礎年金の年金額（平成29年度の額）

（平成29年4月現在）

- 20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。

年金額（満額）＝年間 **779,300** 円（月額 **64,941** 円）

老齢基礎年金の計算式（国民年金保険料の免除等の期間があるとき）

$$\begin{array}{ccccccccc} \boxed{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times \\ 4/8 \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 5/8 \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 6/8 \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 7/8 \end{array}} \end{array}$$

779,300 円 ×

40年（加入可能年数） × 12月

- （注）
- ・平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。
 - ・20歳から60歳になるまでの第2号被保険者および第3号被保険者の期間も保険料納付済月数に含みます。
 - ・免除等期間について、あとから保険料を追納している期間は、保険料納付済期間に含みます。（学生納付特例、若年者納付猶予の期間は、保険料が追納されていない場合、年金額には反映されません。）
 - ・国民年金保険料の一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の承認を受けた期間は、一部保険料を納めていない場合、未納期間扱いとなります。

6 支給開始年齢の繰上げ、繰下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳からですが、60歳以上65歳未満の間に繰上げて受給することができますし、66歳以降70歳までの希望するときから、受給を繰下げて開始することもできます。この場合は、月単位の請求時又は申し出時の年齢に応じて下表の割合で減額又は増額した年金となります。

老齢基礎年金の繰上げ請求の際の留意事項

- 1 いったん繰上げ請求すると取消ができない。
- 2 いったん繰上げ受給した場合、減額された年金額のままに生涯継続受給となる。
- 3 受給権が発生した後は、原則として障害基礎年金は受けられない。

■ 支給開始年齢繰上げ・繰下げによる支給率

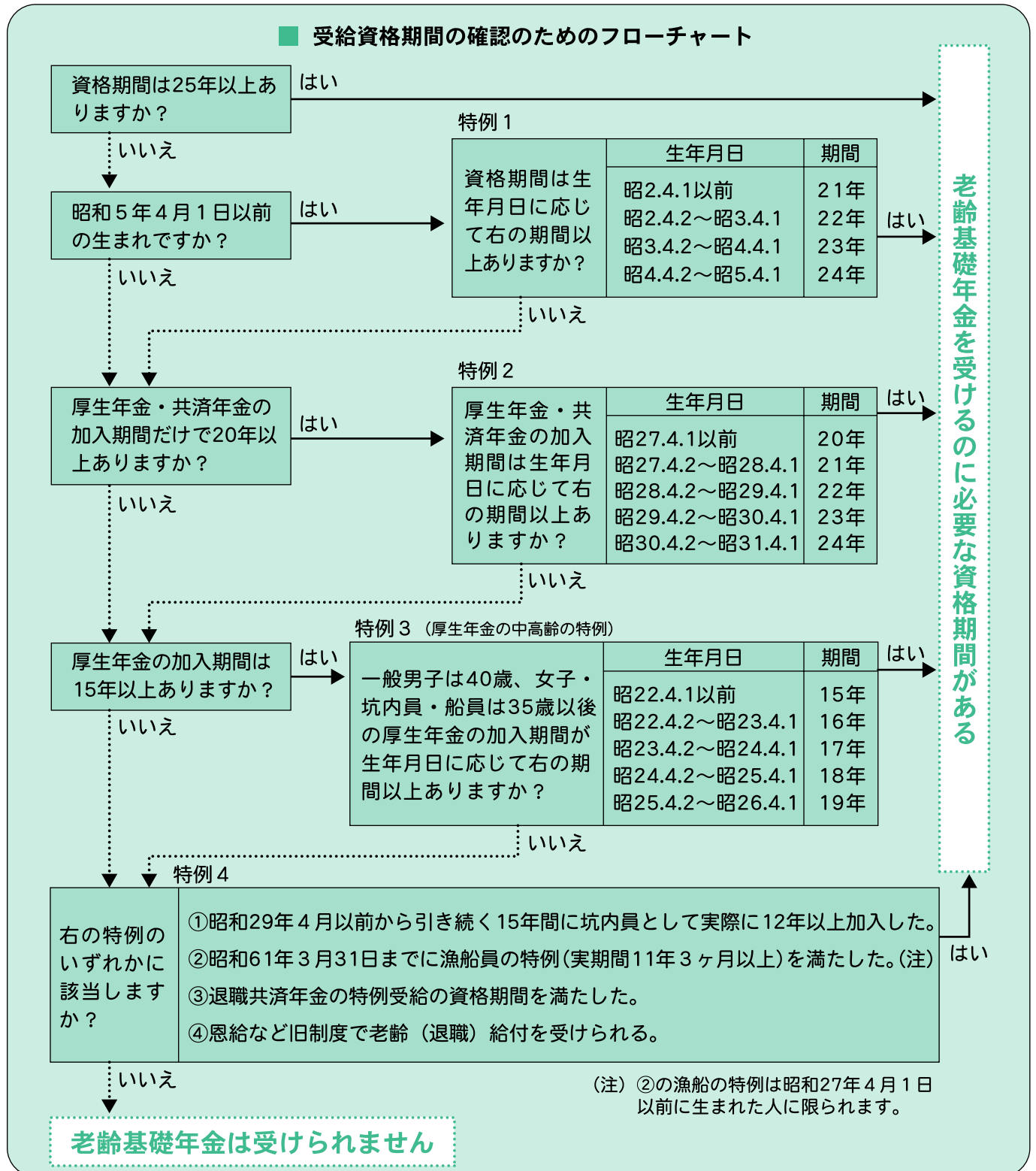
(昭和16年4月2日以降に生まれた人)

繰上げ		繰下げ	
請求時の年齢	支給率	申し出時の年齢	支給率
60歳0ヶ月～60歳11ヶ月	70%～75.5%	66歳0ヶ月～66歳11ヶ月	108.4%～116.1%
61歳0ヶ月～61歳11ヶ月	76%～81.5%	67歳0ヶ月～67歳11ヶ月	116.8%～124.5%
62歳0ヶ月～62歳11ヶ月	82%～87.5%	68歳0ヶ月～68歳11ヶ月	125.2%～132.9%
63歳0ヶ月～63歳11ヶ月	88%～93.5%	69歳0ヶ月～69歳11ヶ月	133.6%～141.3%
64歳0ヶ月～64歳11ヶ月	94%～99.5%	70歳0ヶ月以上	142.0%

(注) 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰上げ請求月から65歳到達日の前月までの月数
 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 65歳になった月から繰下げ請求日の前月までの月数

7 老齢基礎年金の受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間は25年ですが、この25年の資格期間を満たせない人には、生年月日などに応じて15年から24年に短縮するための特例があります。又、平成29年8月1日からは、資格期間が10年に短縮されます。あなたが老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかを、次のチャート図で確認してみてください。



第2 厚生年金保険

1 厚生年金保険は基礎年金に上乘せ支給

厚生年金保険は、基礎年金（国民年金）の“上乘せ給付”としての老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が支給されます。

その年金額は、加入期間、加入中の平均標準報酬月額に応じて計算されます。

2 事業所ごとに加入

加入が義務づけられている事業所（強制適用事業所）と、加入は義務づけられていないが、従業員の2分の1以上の同意をもとに任意加入する事業所（任意適用事業所）とがあります。

このいずれかの事業所に勤務する70歳未満の人は、全員が被保険者となります。

20歳になった時や20歳未満で初めて厚生年金に加入すると個人ごとに「年金手帳」が交付されます。この年金手帳は、一生を通じて同一のものを使用しますから、大切に保管しなければなりません。

再就職などによって勤務先が変わったときは、新しい事業主にこの年金手帳を提出して、加入の手続きをとることになります。

業種 規模	製造業、土木建築業、 鉱業、物品販売業等		農林水産業、飲食店、 サービス業等	
	法人	個人	法人	個人
5人以上	○	○	○	☆
5人未満	○	☆	○	☆

○は強制適用事業所、☆は任意適用事業所

3 70歳以上でも任意加入

適用事業所に勤務していても70歳になると厚生年金保険の被保険者の資格を失います。

しかし、70歳以上になっても国民年金の老齢基礎年金等の受給資格期間を満たすことができない人は、在職中であれば資格を満たすまで任意に加入することができます。（高齢任意加入被保険者）

この場合の保険料は、原則として全額自己負担になります。ただし、事業主が同意すれば、事業主が保険料の半額を負担し、一般被保険者と同様に本人の半額負担額分を給料から控除して納めることができます。

4 保険料額は

加入者の月収（報酬）により決められる「標準報酬月額」及び支給回数が年3回以下の賞与の額から1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に保険料率を乗じた額を、事業主と被保険者が2分の1ずつ負担します。

なお、賞与に対する1回あたりの賦課対象額は150万円が上限となります。

被保険者種別ごとの保険料率は右表のとおりになっています。

●保険料率（平成29年9月から適用）

一般被保険者	坑内員・船員	一般被保険者で 厚生年金基金 加入者	坑内員で 厚生年金基金 加入者
18.300%	18.300%	13.300%～ 15.900% の範囲内	13.300%～ 15.900% の範囲内

5 特別支給の老齢厚生年金

厚生年金保険に1年以上加入していた人が国民年金の老齢基礎年金に受給資格期間を満たしている場合は60歳以降に支給されます。

具体的には、25ページ「生年月日に応じた60歳代前半の老齢厚生年金の支給のかたち」のとおりです。支給される年金額は、23ページの「老齢厚生年金の計算式」のとおりとなります。

また、60歳以上65歳未満の方が会社に勤めて厚生年金保険に加入すると、特別支給の老齢厚生年金は給料と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1ヶ月あたりの年金額との合計収入に応じて年金額の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

具体的には、総報酬月額相当額（次の①の計算式による額）と基本月額（②の計算式による額）により在職支給停止額を算出し、老齢厚生年金の調整を行います。

① 総報酬月額相当額 [注] =

その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の合計額/12ヶ月

② 65歳までの基本月額=

特別支給の老齢厚生年金の年金額（加給年金額除く）/12ヶ月

[注] 総報酬月額相当額の考え方

(例) 4月の在職支給停止の基礎となる総報酬月額相当額

月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
標準報酬月額														●		
標準賞与額					●					●						

直近1年に受けた賞与

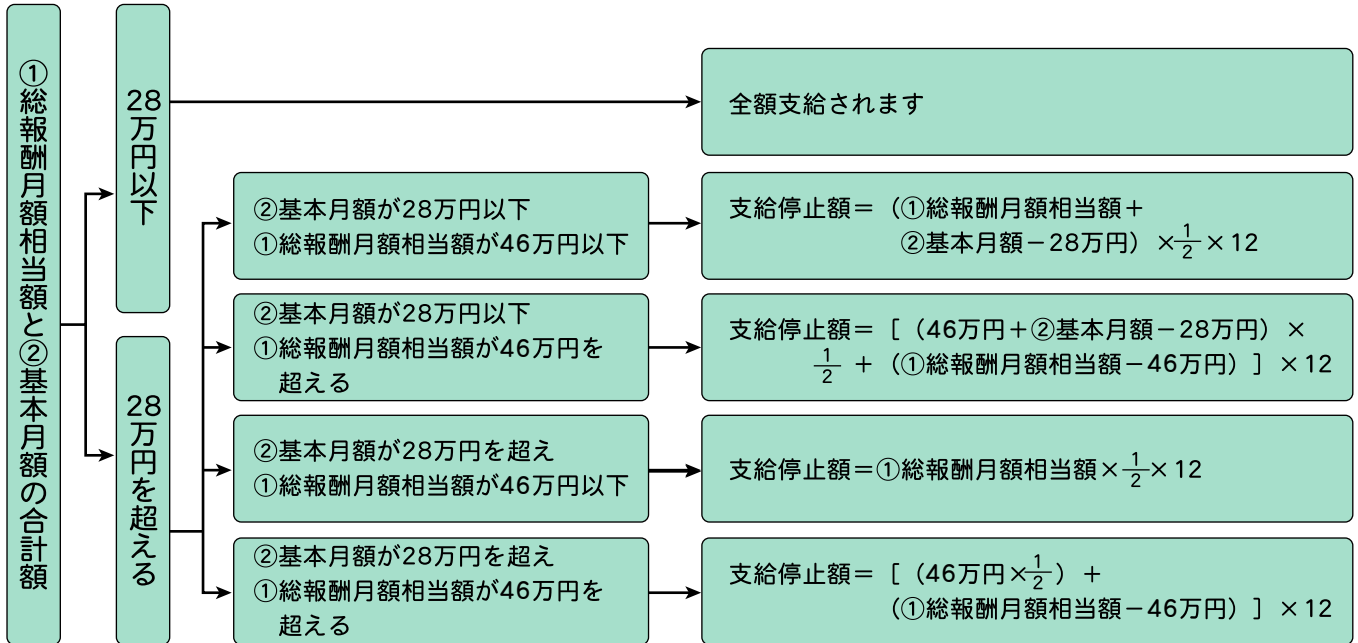
※この場合は、4月の標準報酬月額と、7月分及び12月分の標準賞与額の合計を12で割った額とを合わせた額が、総報酬月額相当額となります。

仮に、7月の標準賞与額を500,000円、12月の標準賞与額を700,000円とし、4月の標準報酬月額を360,000円とすると、総報酬月額相当額は次のようになります。

$$\text{総報酬月額相当額} = 360,000\text{円} + (500,000\text{円} + 700,000\text{円}) / 12 = 460,000\text{円}$$

※標準賞与額は支給された月における賞与額を端数処理（千円未満切捨て）したものとします。

60歳以上65歳未満の在職老齢年金の支給停止額の計算方法



○年金が全額支給停止になったときは加給年金額も支給停止されます。

■ 65歳以上の在職老齢年金の支給停止額の計算方法

総報酬月額相当額と年金月額（報酬比例部分のみ）との合計額

46万円以下 → 全額支給されます。

46万円超 → 超える額の $\frac{1}{2}$ が減額支給されます。

$$(\text{総報酬月額相当額} + \text{年金月額} - 46\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

○老齢基礎年金は全額支給されます。

○ 就労している70歳以上の人の給料（報酬）や賞与について、事業主が届出をし、それに基づいて上記の計算がされます。

なお、70歳以上の人の給料（報酬）賞与は、保険料賦課の対象とはなりません。

○ 昭和12年4月1日以前生まれの老齢厚生年金の受給権者については、平成27年10月から在職中は一定の激変緩和措置を設けたうえで、在職老齢年金が適用されています。

(S60年.附則別表第6)

● 女性の支給開始年齢の特例(S60.附則第58条)

厚生年金の加入期間が20年（35歳以降は15年）以上ある女性は、生年月日に応じて右表の年齢から支給されます。

生 年 月 日	支 給 開 始 年 齢
昭和 7 年 4 月 1 日以前	55歳
昭和 7 年 4 月 2 日～9 年 4 月 1 日	56歳
昭和 9 年 4 月 2 日～11年 4 月 1 日	57歳
昭和11年 4 月 2 日～13年 4 月 1 日	58歳
昭和13年 4 月 2 日～15年 4 月 1 日	59歳

6 65歳からの老齢厚生年金支給

厚生年金保険に1ヶ月以上加入していた人が、65歳になって国民年金の老齢基礎年金を受けられるときに、加入期間の平均標準報酬月額に応じて支給されます。

■ 老齢厚生年金の計算式

1 特別支給の老齢厚生年金（60歳から65歳までの間の支給）
 = 定額部分① + 報酬比例部分② + 加給年金額④

2 老齢厚生年金（65歳以降の支給）
 = 報酬比例部分の年金額② + 経過的加算額③ + 加給年金額④

①定額部分=1,625円×(生年月日に応じ次ページ乗率A)×加入月数(上限あり*注)

*平成6年改正により定額部分の支給開始年齢が男女別により生年月日に応じて段階的に引き上げられています。

②報酬比例部分=(平成15年3月までの平均標準報酬月額×(生年月日に応じ次ページ乗率B)×
 平成15年3月までの被保険者月数+平成15年4月以降の平均標準報酬額×
 (生年月日に応じ次ページ乗率C)×平成15年4月以降の被保険者月数)

③経過的加算額=定額部分に相当する額-厚生年金保険に加入していた期間について受けられる
 老齢基礎年金の額

④加給年金額	配偶者	224,300円
*厚生年金の加入期間が20年以上ある場合に加算。	第1子・第2子	各224,300円
	第3子以降	各74,800円

*定額部分支給開始年齢に達した時点から支給。

*老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,100円～165,500円が特別加算されます。

*「子」とは、18歳未満に達する年度の3月末までにある者、又は20歳未満の1・2級の障害の状態にある者をいう。

*注	S. 4.4.1以前生	420月
	S. 4.4.2～S. 9.4.1生	432月
	S. 9.4.2～S.19.4.1生	444月
	S.19.4.2～S.20.4.1生	456月
	S.20.4.2～S.21.4.1生	468月
	S.21.4.2以降生	480月

平成12年度から、報酬比例部分の乗率は、5%適正化されました。

ただし、それにより計算した年金額がそれまでの乗率により計算した年金額を下回るときは、“従前額の保証”の規定により、適正化前の乗率が採用されます。

V 年金制度

■ 公的年金乗率等早見表

(平成29年4月現在)

生 年 月 日	老 齢 厚 生 年 金			老 齢 基 礎 年 金		
	定額部分 乗 率 A	報 酬 比 例 部 分		配偶者の加 給年金額と 特別加算	加入可能 年 数	配偶者の 振替加算 額
		乗率B	乗率C			
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	8.465/1000	6.512/1000	257,400	33年	176,524
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	8.351/1000	6.424/1000	257,400	34年	170,468
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	8.227/1000	6.328/1000	257,400	35年	164,412
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	8.113/1000	6.241/1000	257,400	36年	158,580
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	7.990/1000	6.146/1000	257,400	37年	152,524
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	7.876/1000	6.058/1000	257,400	38年	146,468
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	7.771/1000	5.978/1000	290,500	39年	140,636
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	7.657/1000	5.890/1000	323,600	40年	134,580
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	7.543/1000	5.802/1000	356,600	40年	128,524
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	7.439/1000	5.722/1000	389,800	40年	122,692
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	7.334/1000	5.642/1000	389,800	40年	116,636
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	7.230/1000	5.562/1000	389,800	40年	110,580
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	104,748
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	98,692
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	92,636
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	86,804
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	80,748
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	74,692
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	68,860
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	62,804
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	56,748
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	50,916
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	44,860
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	38,804
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	32,972
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	26,916
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	20,860
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	15,028
昭和41年4月2日以降	1.000	7.125/1000	5.481/1000	389,800	40年	0

※報酬比例部分の乗率B.Cは、“従前額の保障”により計算する乗率です。

■ 生年月日に応じた60歳代前半の老齢厚生年金の支給のかたち

生年月日	支給開始年齢					男子					女子					坑内員・船員									
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
大正15年4月2日～昭和16年4月1日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日						○	○	○	○	○	○	○	○	○							◎	◎	◎	◎	◎
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日							○	○	○	○	○	○	○	○								◎	◎	◎	◎
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日								○	○	○	○	○	○	○									◎	◎	◎
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日									○	○	○	○	○	○										◎	◎
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日										○	○	○	○	○											◎
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日											○	○	○	○											◎
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日												○	○	○											◎
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日													○	○											◎
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日														○											◎
昭和41年4月2日～																									

- * ◎は特別支給（報酬比例部分＋定額部分）相当の老齢厚生年金、○は報酬比例部分相当の老齢厚生年金です。
- * 網掛け部分は、平成12年改正による改正部分です。
- * 障害者・長期加入者の特例に該当する場合、男子、女子のそれぞれについて、○を◎に読み替えてください。

■ 雇用保険と併給調整

●失業給付受給中の場合

受給権が発生する老齢厚生年金等の受給権者が、失業給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。これは、失業給付の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。

●高年齢雇用継続給付受給中の場合

雇用保険法に基づいて在職中の雇用保険被保険者（60歳～64歳）に支給される高年齢雇用継続給付と在職老齢厚生年金についても、従来は同時に受給できました。

しかし、平成10年4月以後に老齢厚生年金の受給権が発生する人から、高年齢雇用継続給付を受けている間、被保険者である間の年金の支給停止に加えて、標準報酬月額6/100に相当する額を上限として年金が支給停止されます。（高年齢雇用継続給付については14ページ参照）

7 その他の年金（参考）

障害厚生年金

◆ 障害厚生年金を受けられるとき

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日（初めて医者にかかった日）のある病気やケガで、障害認定日に障害等級の1級～3級の障害の状態に該当した場合に支給されます。

* 障害認定日とは…病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月を待たなくても症状が固定したときは、その日のことをいいます。なお、初診日のある月も前々月までに国民年金の保険料未納期間がある場合は、その未納期間が被保険者期間全体の3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成38年3月31日以前のときは、初診日のある月の前々月までの一年間に未納がなければよいことになっています。

◆ 1級・2級のときは障害基礎年金も支給

厚生年金保険の被保険者は国民年金にも加入していますので、1級又は2級の障害の状態のときは、国民年金から障害基礎年金が支給されます。

したがって、障害の程度が1級又は2級の場合は、**障害基礎年金** + **障害厚生年金** が、3級又はそれより軽い場合は、厚生年金保険独自の給付として、**3級障害厚生年金** 又は **障害手当金** が支給されます。

遺族厚生年金

◆ 遺族厚生年金を受けられるとき

遺族厚生年金は、次の条件を満たす厚生年金保険の被保険者、又は被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間中の病気やケガで初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級又は2級の障害厚生年金を受けている人が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金を受けている人、又は受けられる資格期間を満たした人が死亡したとき
(ただし受給資格期間が25年以上満たしている場合に限る)

なお、上記①又は②の人は、死亡日の前日において死亡日のある月の前々月までに国民年金の保険料未納期間が、全体の3分の1以上ないことが必要です。ただし、死亡日が平成38年3月31日以前のときは、死亡日の前日において死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がなければよいことになっています。

(遺族の範囲)

遺族厚生年金を受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた妻(又は夫)、子、父母、孫及び祖父母です。子・孫については、18歳に達する年度の3月末までにある者又は20歳未満の1・2級の障害の状態にある者、夫・父母・祖父母については、55歳以上の者(ただし、60歳までは支給停止されます。)

◆ 子のある配偶者・子には遺族基礎年金も支給

遺族厚生年金を受けの人が、子のある配偶者又は子の場合には、同時に国民年金からも遺族基礎年金が支給されます。

したがって、子のある配偶者又は子が受けられる場合には、**遺族基礎年金** + **遺族厚生年金** が、子のない妻、夫、父母、孫及び祖父母が受けられる場合には、厚生年金保険独自の給付として、遺族厚生年金のみが支給されます。

(注) 夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付とされます。

第3 年金と税金

1 年金収入と所得税・住民税

国民年金・厚生年金保険などの公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金等を受け取ったときは、所得税法上の雑所得となり、所得税及び復興特別所得税と住民税がかかります。

2 雑所得の計算

雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。

その計算方法は次のとおりです。

◆ 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	収入金額－ 70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－ 78.5万円
	770万円以上	収入金額×0.95－ 155.5万円
65歳以上の方	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	収入金額－ 120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－ 78.5万円
	770万円以上	収入金額×0.95－ 155.5万円

※平成29年分については、65歳未満の方とは昭和28年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和28年1月1日以前に生まれた方になります。

◆ 公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

$$\left[\text{公的年金等以外の年金の総収入金額} \right] - \left[\text{必要経費} \right] = \left[\text{雑所得の金額} \right]$$

3 源泉徴収と確定申告

一定の金額を超える公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金を受け取る時は、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票（原本）の添付が必要となります。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

注1：所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

注2：所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

注3：平成27年分以降は、外国政府等から支給を受ける公的年金など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

■ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

○よくある税の質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
○携帯電話からもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索

VI 医療保険制度

医療保険は、病気やケガなどに備えて保険料を出し合い、万一の場合は、必要な治療費や手当金などを支給することによって、すべての人が安心して医療を受けられるようにつくられた社会保険制度です。

医療保険制度は、職域によって加入する制度が分かれており、会社・工場・商店などで働く人たちが加入する「健康保険」と農業や自営業を営む人々が加入する「国民健康保険」は、我が国の中心となる制度です。

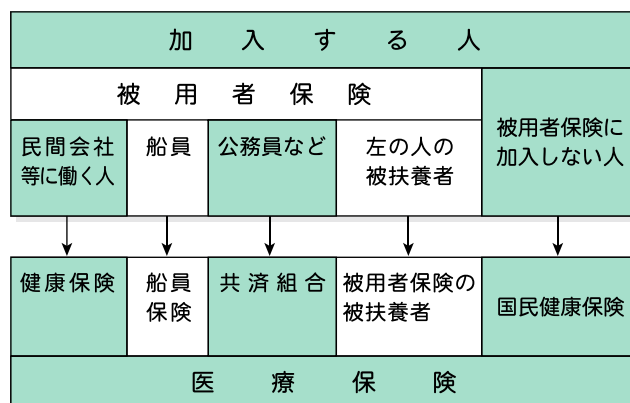
退職後の医療保険は、その人のおかれている立場によって異なってきます。

在職中は会社の健康保険などに加入し、会社など事務担当者が一切の事務手続きをしてくれましたが、退職後は自分自身で手続きをすることになります。

退職後の医療保険にどのような選択があるかをみますと、次の4種類が考えられます。

- (1) 再就職して健康保険の被保険者になる。
- (2) 健康保険又は共済組合の任意継続被保険者になる。
- (3) 健康保険又は共済組合の加入者の被扶養者になる。
- (4) 国民健康保険に加入する。

なお、75歳(65歳以上で一定の障害のある方を含む)になると後期高齢者医療制度に加入することになります。

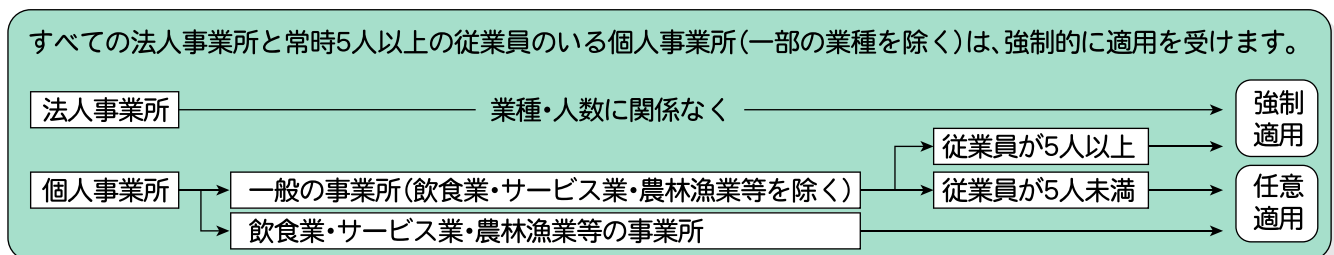


1 健康保険

(1) 再就職して健康保険の被保険者になる

●適用事業所

加入を義務づけられている事業所（強制適用事業所）と加入は義務づけられていないが、従業員の2分の1以上の同意をもとに任意加入している事業所（任意適用事業所）に勤務する一定の条件を満たす労働者は、必ず加入しなければなりません。強制適用事業所か否かは、業種や事業所規模等によって次のとおりです。



●70歳になってもそのまま加入

厚生年金保険は、70歳で資格を喪失しますが、健康保険は退職するまでそのまま加入します。

ただし、後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳（広域連合の障害認定を受けた65歳以上75歳未満の方を含む）で資格喪失することになります。

●保険料

加入者の月収（報酬）により決められる「標準報酬月額」及び支給回数が年3回以下の賞与の額から1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に保険料率^注を乗じた額を、事業主と被保険者が2分の1ずつ負担します。

なお、賞与に対する賦課対象額は、標準賞与額の年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）累計額573万円が上限となります。

※ 介護保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）は、標準報酬月額に1.65%（平成29年度）を乗じた額を事業主と被保険者が2分の1ずつ負担します。

注）協会けんぽは都道府県毎で保険料率は異なります。（愛知県は9.92%（平成29年度））

（2）健康保険の任意継続被保険者になる

定年などで退職すると、その翌日から健康保険の被保険者でなくなりますが、退職後も引き続き2年間は任意加入することができます。

ただし、在職中とほぼ同様の保険給付を受けることができますが、傷病手当金・出産手当金は支給されませんので、ご注意ください。

また、後期高齢者医療の被保険者となった場合は、2年を経過していなくても任意継続被保険者の資格を喪失します。

退職後、この任意継続被保険者となるか、国民健康保険に加入するかは、給付内容や保険料などを検討して決めるとよいでしょう。

●任意継続被保険者となる条件

ア 在職中の被保険者期間が被保険者でなくなった日の前日までに継続して2か月以上あること。

イ 被保険者でなくなった日から20日以内に任意継続被保険者となるための届出を本人の住所地を管轄する全国健康保険協会の各都道府県支部（又は会社の健康保険組合）にすること。

●加入できる期間

任意継続被保険者となれる期間は、2年間です。

●保険料

保険料は、退職時の標準報酬月額と、その人の属している健康保険の標準報酬月額の平均額（協会けんぽは平成29年度においては28万円）のどちらか低い標準報酬月額^注に保険料率を乗じた額で全額自己負担となります。

※ 介護保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）は標準報酬月額に1.65%（平成29年度）を乗じた額で全額自己負担となります。

注）協会けんぽは都道府県毎で保険料率は異なります。（愛知県は9.92%（平成29年度））

（3）健康保険の加入者の被扶養者になる

定年退職などの後、家族の健康保険の被扶養者になるのも一つの選択です。

この場合、主として被保険者（子や配偶者）の収入によって生計を維持されているという条件が必要です。

本人は特別に手続きをする必要はなく、保険料の支払いもありません。被保険者である家族が手続きを行うこととなります。

●被扶養者の認定は、次により行われます。

ア 本人が各医療保険の加入者でないこと

イ 年収が130万円未満（60歳以上の方、又は障害者の方は180万円未満）で、被保険者の年間収入の2分の1未満であること

ウ その他、被扶養者として認定されるための一定の資格要件を備えていること

2 国民健康保険

●国民健康保険への加入（被保険者資格の取得）

退職後に健康保険に加入しない場合（Ⅱの（1）～（3）のいずれにもならない場合）は、本人及びその被扶養者とも被用者保険を脱退して住所地の市町村国民健康保険に加入します。14日以内に住所地の市町村に国民健康保険の被保険者資格の取得の届出をする必要があります。なお、国民健康保険は家族一人ひとりが被保険者ですが、被保険者資格の取得・喪失の届出は世帯単位で行うため、届出義務者は世帯主になります。

●国民健康保険料（税）

保険料（税）は、市町村ごとにその実情に応じて定められることになっており、基本的には、前年の所得等を基に、次の項目を組み合わせて世帯単位で計算されます。

納入義務者は世帯主です。

所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
資産割	世帯の被保険者の資産に応じて計算
被保険者均等割	世帯の被保険者数に応じて計算
世帯別平等割	一世帯につき計算

※市町村により組み合わせは異なります。

・非自発的失業者の国民健康保険料（税）の減免

倒産や雇い止めなどにより、自ら望まない形で失業された方（非自発的失業者）の保険料（税）について、軽減措置が受けられる場合があります。この場合、前年の給与所得を100分の30とみなして算定されます。減免を受けるには、申請が必要ですので、住所地の市区町村の国民健康保険窓口にお問い合わせください。

●一部負担金の割合

国民健康保険により医療機関等を受診する場合の一部負担金の割合は、右表のとおりです。

区 分	一般被保険者		退職被保険者等	
	世帯主	その他	本人	被扶養者
義務教育就学 ～70歳未満	3割	3割	3割	3割
義務教育就学前	—	2割	—	2割
7570 歳 未 以 上	一般（※）	2割 （1割）	/	
	現役並所得	3割		

※「70歳以上75歳未満(一般)」は本来は2割ですが、特例措置により平成26年3月31日以前に70歳に達している方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)は、1割とされています。

●後期高齢者医療制度への移行

満75歳（※）に到達した場合は、後期高齢者医療制度に移行するため、国民健康保険の被保険者資格を喪失することになります。

※満65歳以上で一定の障害により後期高齢者医療の被保険者資格の認定を受けた場合も後期高齢者医療制度に移行します。退職被保険者（本人）が65歳から後期高齢者医療制度に移行した場合、当該退職被保険者の被扶養者は、国民健康保険の一般被保険者になります。

Ⅶ 定年前後の主な手続き

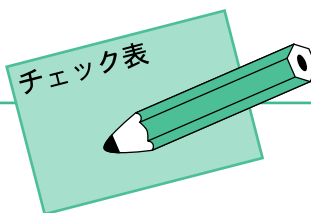
在職中の厚生年金、健康保険、雇用保険の加入や所得税等ほとんどの事務手続きは勤務先の会社において行われますが退職後は自ら行うこととなります。不明な点は関係機関に問い合わせるなど、事前に準備をしておくといでしょう。

	雇用保険 (基本手当)	健康保険	厚生年金保険	税 関 係
〈手続き先〉	<p>公共職業安定所 (居住地) →所在地・電話を確認</p>	<p>○健康保険組合は会社 ○協会けんぽは全国健康保険協会の各都道府県支部 ○国保は市区町村役場(居住地)</p>	<p>年金は年金事務所 (会社の管轄)</p>	<p>税務署(納税地) →所在地・電話を確認</p>
	<p>離職票の受領方法を会社の担当者に確認</p>	<p>健康保険の任意継続か、国民健康保険かを選択</p>	<p>年金手帳の有無を確認(なければ再交付を申請)</p>	<p>退職所得の受給に関する申告書を会社に提出</p>
〈退職日〉		<p>健康保険証を返却</p>		<p>◇会社から退職年の源泉徴収票受領 (・給与所得の源泉徴収票 ・退職所得の源泉徴収票)</p>
〈退職後〉	<p>会社から離職票受領 失業等給付(求職)の手続(すみやかに)</p> <p>求職活動</p> <p>指定された日に安定所に行き失業の認定を受ける(4週間に1回)</p> <p>◇失業等給付の基本手当の受給開始</p> <p>◇失業等給付の基本手当受給終了(再就職、給付日数の終了又は受給期間の満了)</p>	<p>任意継続の手続(20日以内)または国民健康保険加入手続(14日以内)</p>	<p>退職に伴う配偶者の国民年金種別の変更手続(14日以内)</p> <p>特別支給の老齢厚生年金の給付を申請(受給資格ができてから5年以内だが、なるべく早く)</p> <p>◇年金証書到着</p> <p>◇特別支給老齢厚生年金の受給開始</p> <p>日本年金機構へ扶養親族等申告書を提出(毎年9月頃)</p>	<p>税務署へ確定申告書を提出(翌年2月16日～3月15日)</p>

公共職業安定所は
58ページ参照

年金事務所は
62ページ参照

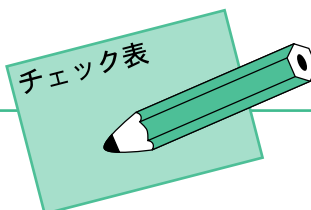
税務署は
63ページ参照



雇用保険の失業等給付申請書類

- 雇用保険被保険者離職票 1 と 2
- 次の①個人番号及び②身元（実在）確認資料
 - ① 個人番号確認書類（いずれか1種類）マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
 - ② 身元（実在）確認書類（（1）のうちいずれか1種類。
（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可））
 - （1）運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
 - （2）公的医療保険の被保険者証、年金手帳など
- 印鑑（自筆により署名される場合は不要）
- 顔写真（たて3cm×よこ2.5cm）2枚
- 本人名義の普通預金通帳

※不明な点は居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。



老齢厚生年金の年金請求書類

- 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
- 雇用保険被保険者証
- 雇用保険受給資格者証（受給手続き後にハローワークから交付される）
- 印鑑
- 基礎年金番号通知書・年金手帳又は被保険者証（本人・配偶者）
- 戸籍謄本
- 世帯全員の住民票
- 本人又は配偶者の（非）課税証明書（市区町村の税務課で交付）
- 請求者本人名義の預金通帳

※年金請求をされる方により異なりますので年金事務所にお尋ねください。

VIII 中高齢期の再就職

第1 求職活動のために

中高齢期の転職を考えると、多くの方はこれまでのキャリアの延長線上で、技術・技能や職務経験をそのまま生かせる職種、できれば同一職種に就きたいと希望する一方で、これまでとは全く異なる仕事に転身したり、思い切って起業、創業を目指す方もあるでしょう。

しかし、いずれの場合も新たな仕事に就くに当たっては、若年者にはない経験、すなわち、長期間の積み重ねによって培われた技術・技能・人柄などがセールスポイントになります。

1 再就職前にチェック

再就職と一言でいっても、生活のためなのか、生きがいのためなのかなど、目的によって、こだわりたいポイントが違います。職業選択にあたって条件などを改めて明確にし、優先順位をつけてみましょう。

分類	チェックポイント項目	重要度 高 ◎ 中 ○ 低 ×	私の希望
給与・待遇	収入は最低いくら必要か		
	休みが自由にとれたほうがよい		
仕事内容	これまでと同じような仕事がよい		
	技能、知識、資格等を活かした仕事がよい		
	社会貢献できるような仕事がしたい		
	自分のペースでできる仕事がよい		
	今までとは全く違った仕事がしたい		
	からだを動かして行うような仕事がよい		
労働条件	フルタイムで働きたい		
	非常勤やパートタイムなどの仕事がよい		
	残業の多い仕事は避けたい		
	交代制勤務や不規則勤務は避けたい		
職場環境	同世代の従業員が多い職場が良い		
	過度に負担の多い仕事は避けたい		
	対人関係に気を使わない職場がよい		
	福利厚生のしっかりした会社で働きたい		
勤務地	通勤に便利な職場で働きたい		
将来性	経営内容、発展的な会社で働きたい		
	企業規模は大きいほうがよい		

重視したい項目が他にもあればリストアップし、希望する条件をできるだけ具体的に把握する。
重要度の高い項目をみて、家族の希望や雇用情勢や労働市場はどうなっているかなど確認してみる。

2 「自分」を振り返ってみよう

自分の職務経験などを振り返って職務の棚卸しを行い、「やりたいこと」や「できること」を見つめ自己理解を深めることで、今後の方向性をみつけるきっかけにもなります。

また、求人への応募書類としては履歴書の提出が一般的ですが、職務経験や能力を判断するために「職務経歴書」の提出を求められることが多くなってきています。「自分」の情報を細かく書き出して、職務経歴書を作ってみましょう。

【職務経歴書とは】A4縦サイズ1~2枚程度に、これまで経験してきた職務の内容や経験、自己PRなど自由な形式で記載する書類です。細かく書き出した「自分」の情報から、応募先に応じて記載します。

記載例	職務経歴書
	平成〇年〇月〇日 愛知 花子
1 志望動機	(例) 私はこれまで販売職に携わってきましたが、母の介護を経験したことを契機に介護職に関心を持ちました。販売の仕事ではお客様への笑顔を見ることに喜びを感じており、介護職は、より頼りにされる存在として、一層大きなやりがいがあると感じております。・・・
2 職務経歴	昭和〇年〇月~昭和〇年〇月 (株) ○×勤務 【職務内容】 婦人服の接客販売、レジ 昭和〇年〇月~平成〇年〇月 (株) △△ □□店勤務 【職務内容】 接客販売の他、店長として売上集計、商品発注 アルバイトの勤務管理
3 取得資格や活かせる能力	・コミュニケーション能力・接客の技術があります。 お客様の様子を見ながら声かけをし、会話の中から趣向を理解したり、笑顔で楽しく会話できるよう心を砕いてまいりました。 ・パソコンは Word/Excel 処理が可能です。 売上集計や在庫管理、催事のお知らせ文などパソコンを日常に使っており、実務で使いこなせます。 ホームヘルパー2級資格を勉強中。
4 仕事への姿勢・PR	体力には自信があります。 立作業に慣れていることや、趣味でジョギングを週2回程度しています。 実母の介護経験で得たこと。 実母の介護を3年経験し、ショートサービスの方々から食事や排せつの世話、介護保険のことなど多くのことを教えていただき、介護業務の厳しさを知ると同時に、意義ある仕事であると感じました。

(1)仕事の経験の中から「自分」を見つける 勤務した会社の事業内容

- ◆ 所属・担当・プロジェクト
- ◆ 実績・成果・表彰
- ◆ 研修・教育
- ◆ 技術・技能（資格・免許）

(2)得意なことから「自分」を見つける

- ◆ 知識・ノウハウ（交渉力・企画力）
- ◆ 人間関係・人脈（指導力・協調性）
- ◆ 性格・行動性（誠実・創造的・献身的）
- ◆ 仕事への姿勢や意欲
(積極的・責任感・向上心・計画性)

「自分」の能力や長所、強みと向き合い、思い込みや、願望ではない「自分」を客観的に分析してみることが必要です。

☆「職務経歴書」は、読みやすい文章表現と見やすいレイアウトも必要です。ハローワークでは、履歴書や職務経歴書の作り方の相談もおこなっています。

3 求人募集に応募する前に

求人の情報は、ネットワーク（知人・取引先など）の口コミから、新聞、広告、情報誌、職業紹介機関、人材派遣会社、パソコンによるインターネットサイトなど、いろんな媒体を通じ容易に得ることができるようになりました。そうした多くの求人情報から「自分のやりたい」求人を見つけるには、自分がこだわっているポイントは何であったかを考え、これらの媒体を上手に使い分ける必要があります。そして、労働市場や求人企業から「求められている」ことが何かを知るために、雇用の情勢を的確に把握することで、「自分のやりたい」ことと「求められている」ことを一致させることが、採用へとつながっていきます。

求人募集は、充足すると募集は取り消されてしまいます。応募書類を備えたら時期を逃すことなく応募し、面接にはビジネスマナーも忘れずに。



4 愛知の求人・求職の状況

愛知県の雇用失業情勢は、平成20年9月のリーマンショックを契機とする世界的な経済の冷え込みの影響を受け急激に悪化、その後有効求職者数も15万人以上に達し、平成21年8月には有効求人倍率が0.47倍まで低下しましたが、同年秋以降は緩やかながら改善が進み、約2年後の平成23年11月にようやく1倍台（1.01倍）に到達、完全失業率も同年10－12月期には3.3%まで低下しました。

その後、平成24年末あたりから極端な円高が是正され、輸出型企業の業績改善をはじめ、北米における景気の持ち直しもあり、自動車産業における業績の回復が関連する製造業のみならず幅広い産業へ拡がり、景気は回復基調が続いています。

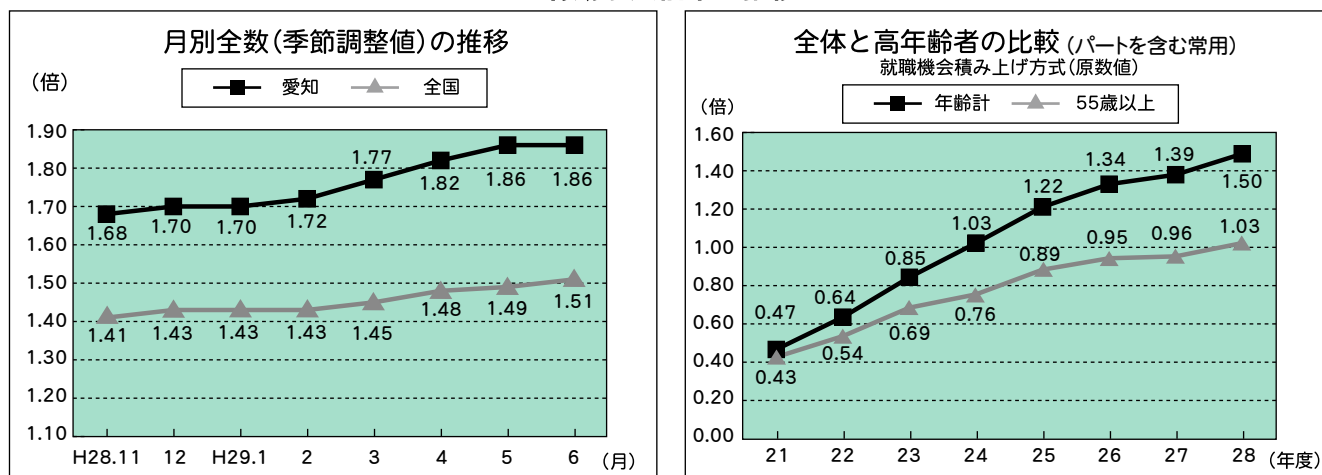
景気回復を背景に、有効求人倍率も平成29年6月には1.86倍となり、様々な分野で人手不足感が拡がる中、労働力確保が課題となっています。

このように雇用情勢が改善するなか、人手不足の業界からは、人材確保の観点から、正社員の求人申込が以前より増加し、一方求人全体では非正規の求人が減少しているのが最近の傾向となっています。

注）有効求人倍率とは、ハローワークの窓口で仕事を探している人1人当たりの求人の数を表したものです。

全体的に数値が高くなるほど求職者は仕事に就きやすくなり、求人者にとっては人手不足となります。

有効求人倍率の推移



■ 高年齢者の雇用環境

高年齢者（55歳以上）の有効求人倍率はリーマンショックの影響を受け、平成21年度に0.43倍まで低下しましたが、その後は徐々に持ち直し、最近の景気回復を背景に、平成27年度は0.96倍、平成28年度には1.03倍まで上昇しています。しかしながら、若年者の求人倍率と比べますと改善が遅れていますし、全体（年齢計）の1.50倍と比べても、まだまだ低い水準にとどまっています。

また、平成28年度の55歳以上の就職率は23.5%と全体の26.7%と比べ低く、特に65歳以上の就職率は15.9%とかなり低い水準にあります。

このように高年齢者を取り巻く雇用環境は依然として厳しく、いったん離職すると再就職が厳しい状況が続いています。

注）年齢別有効求人倍率は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級〔5歳刻みの11階級〕の総月間有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げること（就職機会積み上げ方式）により算出しています。

5 再就職のための公的機関**■ ハローワーク（公共職業安定所）**

ハローワークは、国が運営する地域の総合的雇用サービス機関で、愛知県内に出張所を含め18ヶ所設置されています。プライバシーに配慮した窓口で職業の相談、紹介、雇用保険の受給手続きの他、就職に関するさまざまな情報を提供しています。

○相談は…ハローワークの職員に加え、就職支援ナビゲーター等が相談に応じます。

○求人情報は…求人情報提供端末（タッチパネル式）により、希望条件にあった求人情報が素早く検索できます。（求人票の見方は次ページを参照してください。）

○あっせんは…求職者の希望も考慮し、求人条件と求職者の知識・経験・技術等を照らし合わせて、条件に合った企業を紹介します。

○雇用保険の受給の手続きは

…制度の内容は、8ページを参照してください。

○ハローワークインターネットサービス

…全国の求人情報、雇用保険の受給手続きなど、さまざまな情報を検索できます。

<https://www.hellowork.go.jp>

■ あいちマザーズハローワーク

子育てしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行うためのハローワークです。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

■ ふるさとハローワーク（地域職業相談室）

県内の10市の市役所内等に併設され、ハローワークと連携して、職業相談、紹介、雇用情報の提供を行っています。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

■ 農林漁業就職支援コーナー

農林漁業の就業・就農等を希望する方に、求人情報、農地情報、市民農園情報をはじめとした各種情報を提供しています。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

各機関の所在地などは 58～59ページを参照ください。

6 求人票の見方

フルタイム

正社員に限らず、正社員と同じ就業時間の従業員のことを指します。
(雇用形態にかかわらずフルタイム求人になります。)

パートタイム

フルタイムより就業時間が短い従業員のことを指します。

注 月給制=フルタイム、時給制=パートタイムではありません。

①求人番号

ハローワークでの問合せに必要な番号です。

②就業場所

実際の就業場所です。

③仕事の内容

不明な点は相談窓口でお尋ねください。事業所の担当者にご確認ください。

④雇用形態

- ・正社員
- ・正社員以外(契約社員、準社員、嘱託等)
- ・派遣社員(有期雇用、無期雇用)
- ・パート などがあります。

⑤雇用期間


あらかじめ雇用する期間が設定されている求人があります。この場合契約更新の有無等の情報は備考欄に掲載されています。

⑥必要な経験等・免許資格

求人者が最も重視する条件の一つです。あなたの経験・資格と照らし合わせてみてください。「〇〇であれば尚可」「〇〇優遇」の場合もありますが、基本的には条件を満たしている方を望んでいると思った方が良いでしょう。

⑦年齢

年齢制限がある場合でも緩和される場合もあります。窓口でご相談ください。

求人番号		受付年月日平成〇年〇月〇日	紹介期限日平成〇年〇月〇日
		求人票 (パートタイム)	
23020-000000			
1 求人事業所名			
事業所名	マルマルカブシキガイシャ 〇〇株式会社		
所在地	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南〇-〇-〇		
ホームページ	[http://www.aichi]		
Eメール	[]		
就業場所	事業所所在地と同じ 転勤の可能性 なし 〒		
2 仕事の内容等			
職種	事務補助		
仕事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種書類作成、整理。 ・郵送書類受理、整理、発送。 ・文書受理、整理、作成。 ・その他補助業務。 		
雇用形態	パート労働者	雇用期間	雇用期間の定めなし
学歴	高卒以上		
必要な経験等	パソコン(ワード・エクセル)		
必要な免許・資格	不問		
年齢	不問		
3 労働条件等			
時間額 (a + b)			
賃金 (税込)	a 基本給 (時間換算額)	円~	
	b 定期的に支払われる手当	円~	
賃金形態	時間給	その他の場合	
賃金締切日	末日		
通勤手当	実費(上限あり) 毎月 5,000円まで		
昇給(実績)	なし (ベースアップ込みの円~)		
賞与(実績)	なし (前年度実績) 年 回 計 月分		
加入保険等	雇用 労災 会社 健康 退職金共済 退職金		
就業時間	(1) 09:30 ~ 16:30 (2) ~ (3) ~ 又は 時間外 なし 月平均		
休日等	休日 土日祝 週休二日制 毎 週		
求人条件特記事項	※パートから正社員登用の制度がありま		

⑧賃金形態

月給制:1ヶ月単位の定額で支給されます。
日給制:1日の定額で労働日数分が支給されます。
時間給制:1時間の定額で労働時間分が支給されます。

⑨通勤手当

「実費(上限なし)」
「実費(上限あり)」
「なし」

ハローワークインターネットサービスについて

全国のハローワークで受理した求人がインターネットで検索できる求人情報サービスです。

- ・事業所がインターネットへの掲載に同意した求人のみ検索可能です。
- ・事業所の希望により閲覧できない箇所があります。紹介希望の際は求人番号を控えて窓口へご相談ください。なお、求人事業所名等は、事業所がインターネット上で提供することを希望した場合に限り掲載しています。事業所名が載っていない求人については、電話でお問い合わせいただいてもお答えすることが出来ません。



ハローワーク

検索

事業所番号 2302-00000-0	就業地住所 愛知県名古屋市市中村区	職業分類 255-10	産業分類 929 他に分類されない事業
4 会社の情報			
従業員数 企業全体 48人 就業場所 (うち女性) 35人 (うちパート) 26人 6人	創 業 昭和 57 年	資 本 金 1,000 万円	労働組合 あり
事業内容 訪問介護・訪問入浴・訪問看護・デイサービス等			
会社の特徴			
代表者 代表取締役社長 名古屋一郎	法人番号 0000000000000	定年制 なし 勤務延長なし 再雇用なし	
入居可能住宅 単身用 あり 世帯用 あり			
利用可能 託児施設 なし			
育児休業取得実績 なし 介護休業取得実績 なし 看護休暇取得実績 なし			
週所定労働日数 週 4日 程度		就業規則 なし	
5 選考等			
採用人数 1人	通勤 徒歩	選考方法 面接 書類選考 筆記試験	日 時
応募書類 履歴書 (写真貼付) 職務経歴書	選考後は返す		
選考結果 7日後	通知方法 郵送 電話		
試用期間 なし	就業時間・就業日数ともに相談可		
備考			

⑩加入保険等

各種保険は加入基準が異なります。基本的な情報を知っておくと良いでしょう。

⑪休日・週休二日制

休日となる曜日が固定しているものは、その曜日が表示されます。会社カレンダーによるものやローテーションによるものなどがあります。週休二日制は、その形態を表示しています。

⑫選考方法

面接の他、筆記試験等を行う場合もあります。最近では書類選考で面接前に応募書類を先に送るケースも増えています。

⑬選考結果

応募者の数によって多少遅れるときがあります。面接時にいつ頃結果が出るか確認するのも良いでしょう。

⑭試用期間

多くの企業で試用期間を設けています。試用期間中は賃金等の条件が異なる場合があります。よく確認しましょう。

⑮求人条件特記事項・備考

応募方法、書類の送付先など重要なことが記載されている場合があります。漏らさずに確認しましょう。

実際に通勤にかかる費用が全額支給されます。上限額を限度に実際に通勤にかかる費用が支給されます。通勤手当は支給されません。

※就業場所の地図は求人票の裏面にあります。

分からないことがあればお気軽に窓口でご相談ください。



7 「求職活動支援書」を活用する

事業主は、解雇等により離職することが予定されている45歳以上65歳未満の者（離職する予定の中高年齢者）が希望するときは、在職中のなるべく早い時期から主体的な求職活動が行えるよう、その中高年齢者の職務の経歴、職業能力その他の再就職に資する事項等及び事業主が講ずる再就職援助の措置を明らかにする書面（「求職活動支援書」）を作成・交付しなければならないこととされています。（中高年齢者の雇用の安定等に関する法律第17条）

◆「求職活動支援書」に盛り込まなければならない内容◆

- ① 離職する予定の中高年齢者の氏名、年齢および性別
- ② その中高年齢者が離職する日（決定していない場合には、離職することとなる時期）
- ③ その中高年齢者の職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績、達成事項を含む）
- ④ その中高年齢者が有する資格、免許、受講した講習
- ⑤ その中高年齢者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項
- ⑥ その中高年齢者が自ら職務経歴書を作成するときに参考となる事項、その他再就職に資する事項
- ⑦ 事業主が講じる再就職援助の措置の内容

＜再就職援助措置の具体例＞

- 再就職に役立つ教育訓練、カウンセリング等の実施、受講などのあっせん
- 求職活動（会社訪問、教育訓練受講、資格試験勉強等）のための休暇の付与
- 在職中の求職活動に対する経済的支援（上記休暇中の賃金支給、教育訓練等の実費相当額の支給など）
- 民間の再就職支援会社への委託
- 求人開拓、求人情報の収集・提供、関連企業などへの再就職あっせん

「求職活動支援書」は厚生労働省令で定められた事項の記載があるものであれば、特に様式を定めるものではありませんが、厚生労働省では、ジョブ・カード制度における「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を「求職活動支援書」として活用することを推奨しています。

なお「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の様式は、厚生労働省のホームページから入手してください。（http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html）

「求職活動支援書」の一般的な様式例

求職活動支援書（様式例）				
雇用保険被保険者番号	-	生年月日	作成日	平成 年 月 日
氏名	年齢	性別	生年月日	離職予定日
希望する職種・条件など （本人記載欄）	希望職種 （希望条件） （その他特に希望すること）			
	職務の経歴・業績など （※会社概要） （事業内容） （資本金） （従業員数） （事業所数） （※最終年収）			
資格・免許・受講した講習等 （その他の技能、知識等）	（資格・免許・受講した講習等） （その他の技能、知識等）			

※本求職活動支援書は、本人から記載した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

（求職活動支援書様式例 つづき）

氏名	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職援助措置	ア	再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あっせん	
	イ	カウンセリング等の実施・あっせん	
	ウ	教育訓練などの実施・受講・あっせん	
	エ	求職活動のための休暇の付与	
	オ	求職活動に関する経済的な支援	
	カ	再就職支援会社への委託	
	キ	関連企業等への再就職のあっせん	
	ク	その他	
作成事務所	名称 代表者 所在地	氏名	
再就職援助担当者	所属部署	電話番号	

（求職者の方へ）
ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、交付に提示してください。

8 在職中の再就職支援

公益財団法人 産業雇用安定センターは、昭利62年に労働省（当時）と経済団体の協力により出向・移籍の専門機関として発足しました。全国に事務所があり、全国ネットを通じて出向・移籍等についての相談、人材情報の収集及び提供を行っています。

ハローワークとの違いは、「失業なき労働移動」を目指して、企業都合等で退職を余儀なくされる在職者を対象に支援しています。登録は退職前に行う必要があります。お申し込みは在職中の企業を経由して行っていただくことになります。

ご利用できる方は

- ・企業都合等で退職（早期退職、定年、期間満了等）を余儀なくされた方です。
 - ・退職までに産業雇用安定センターへの登録が必要です。
- 支援途中で退職となった場合は、離職後1年までを限度として支援します。
他都道府県を勤務希望の方は、県外事務所への登録支援をします。
担当制によりきめ細かな支援を行います。

高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢退職予定者・離職者などがお持ちの技術、知識、経験等の情報を登録し、自らの能力・経験を生かして66歳以降も働くことを希望する方について紹介・斡旋を行います。登録は、「事業主を経由しての登録」と「個人での登録」の2つの方法があります。個人での登録（一般登録）ができる方は以下の通りです。

キャリア人材バンク
登録者情報

66歳以降も働き続けられる就業について
仲介・あっせんを行います

下記のいずれにも該当する方が対象です

① 60歳から65歳の誕生日までの、在職者および離職者

② 自らの能力・経験を生かして働くことを希望する方

③ 66歳以降も働くことを希望する方

(注1) 本事業の離職者とは、離職後1年以内の者をいいます
(注2) 在職者は、雇用保険の被保険者である必要があります。



問い合わせ先

公益財団法人 産業雇用安定センター 愛知事務所
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階
電話 052-583-8876

9 採用面接のポイント

採用面接の際、急場しのぎで取り繕おうとしても、うまくいかないことが多いようです。事前の準備を心がけましょう。

想定質問ベスト7

1	<p>なぜ当社に応募したのですか？ (志望動機評価)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●面接官が一番ききたいところです。 ●通り一遍の応えは厳禁 ●会社を徹底的に調査研究し、会社の特徴をつかみ、自分は何かできるのか、どのように貢献できるかを伝えましょう。
2	<p>今までの会社でどんな仕事をしていたか？ (経歴評価)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職務経歴書と照らし合わせ、矛盾しないよう事前に頭に入れておくことが大切です。 ●役職や肩書きを聞いているわけではありません。
3	<p>今までの仕事で「やりがい」を感じたことは？ (職務評価)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●昔の事例より最近の事例をあげることがポイントです。 ●チームワークの中での実績をあげた取組みを具体的に説明してください。 ※個人を強調しすぎないように注意
4	<p>あなたが勤めていた会社と当社では大分社風が違うようですが、やっていける自信はありますか？ (環境適応力評価)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●面接官が「合・否」の判定を迷っている場合よく出る質問です。 ●単に「やっていける自信があります。」と答えるのではなく、新しい環境に対する順応力を積極的に伝えましょう。
5	<p>異業界に転身する不安についてお聞かせください。 (転身尺度評価)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未知の予測で不安を述べるのは、どうでしょうか。 ●答えのポイントは志望動機、業界調査研究が完璧なら、意欲的な気持ちが相手に伝わり、好意的に受け取っていただけるでしょう。
6	<p>サラリーマンとして、最も大切なことは、どのようなことだと思いますか？ (企業観尺度評価)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長い経験の中で企業と個人の関わり、チームワーク、上下関係、組織など、理論ではなく、自分の体験を基にした答えを用意してください。
7	<p>ご希望の給与額に応じられない場合、採用を辞退されますか？ (希望条件変更)</p>	<p>面接の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定年後の生活設計は年金受給金額が軸になりますので予め、どのくらい譲歩できるか決めておきましょう。

第2 資格取得等に関する各種制度

1 ビジネス・キャリア検定試験

● ビジネス・キャリア検定試験の目的

事務系職種の幅広い分野を対象に職務を遂行する上で必要となる知識の習得と実務能力の評価を行うことを目的とした試験です。

事務系職種の従業員になろうとする者の職業能力の評価を、全国統一的かつ適正に実施することを通じて、その能力にふさわしい職務に就くこと、その能力のさらなる向上に努めることを支援します。また、企業等においては、試験の評価結果を活用することにより、従業員の適正な採用、配置及び処遇の適正化促進に役立てていただけます。

● ビジネス・キャリア検定試験の特徴

ビジネス・キャリア検定試験は、技能系職種における技能検定に並び、厚生労働省が定める職業能力評価基準に準じて、8分野42職種から自分の職種に合った受験が可能な唯一の包括的な試験です。

幅広い試験分野をカバーしていますので、事務系の職種にとって必要な知識を体系的に把握することができ、また、等級制をとっていますので、より上位の試験を目指すことにより、職業能力向上の目標に役立ちます。また、社会経済環境の変化が激しい現在において、これまでの職業経験を振り返り、知識・能力の再確認に活用いただくことも可能です。

● 学習支援のご案内

○ 標準テキスト

受験対策はもちろんのこと、ビジネス・パーソンの自学自習用教材、企業における集合研修用教材、就職を控えた学生・内定者の事前学習用教材としてもご利用いただけます。

○ 認定講座

中央職業能力開発協会では、試験区分に対応した教育訓練講座を認定しています。受験対策や体系的な学習に是非ともご利用ください。

<平成29年度ビジネス・キャリア検定試験 後期実施日程>

区 分	後 期 日 程
受験申請受付期間（個人・一括申請）	平成29年10月2日（月）～ 平成29年12月15日（金）
「受験票」の送付	試験実施日の概ね2週間前
試験実施日	平成30年2月18日（日）
合格発表日	平成30年3月16日（金）

■ 試験当日の実施時間帯

午前(11:00~12:00)	午前(11:00~12:50)		午後(14:30~16:20)	
BASIC級	3級	2級	3級	2級
BASIC級 ロジスティクス	3級労務管理	2級人事・人材開発	3級人事・人材開発	2級労務管理
BASIC級生産管理	3級総務	2級企業法務 (取引法務)	3級企業法務	2級総務
	3級経理 (簿記・財務諸表)	2級経理	3級経理 (原価計算)	2級企業法務 (組織法務)
	3級財務管理	2級経営情報システム (情報化企画)	3級経営戦略	2級財務管理 (財務管理・管理会計)
	3級マーケティング	2級経営戦略	3級経営情報システム	2級経営情報システム (情報化活用)
	3級ロジスティクス・ オペレーション	2級営業	3級営業	2級マーケティング
	3級生産管理 プランニング	2級ロジスティクス 管理	3級ロジスティクス 管理	2級ロジスティクス・ オペレーション
		2級生産管理 オペレーション(作業・ 工程・設備管理)	3級生産管理 オペレーション	2級生産管理 プランニング(製品企 画・設計管理)
	2級生産管理 オペレーション(購買・ 物流・在庫管理)		2級生産管理 プランニング(生産シ ステム・生産計画)(加 工型・組立型)	
			2級生産管理 プランニング(生産 システム・生産計画) (プロセス型)	

注：合格発表は、中央職業能力開発協会 ビジネス・キャリア検定試験ホームページで行います。また、後日結果通知書をお送りいたします。

詳細は、ビジネス・キャリア検定試験ホームページをご覧ください。
<http://www.javada.or.jp/jigyoin/gino/business/index.html>

2 教育訓練講座

教育訓練講座には、職業能力の開発向上を目指すための広範な講座が設けられており、通信制で実施しているものもありますので、自己啓発を目的として受講する方には利用しやすいものとなっています。

また、雇用保険の一般被保険者及び一般被保険者であった方が、一定の要件の下で厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に給付金が支給される教育訓練給付制度があります。(詳しくは13ページ参照)

なお、給付の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練の講座につきましては、最寄りのハローワークにお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページの講座検索システムからご覧いただけますので、ご利用ください。

厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムのURL
http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku

3 技能検定職種

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

2017年4月1日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	園芸装飾、ロープ加工、化学分析、印章彫刻、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾、ビルクリーニング、ファイナンス・プランニング、金融窓口サービス、レストランサービス、ビル設備管理、ガラス用フィルム施工、調理、情報配線施工、ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、知的財産管理、着付け、ピアノ調律、ハウスクリーニング

注1) 職種によっては試験を実施しない年もありますので、詳しくは愛知県職業能力開発協会にお問い合わせください。

注2) 下線の15職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。

問い合わせ先	愛知県職業能力開発協会 技能検定課 電話 052-524-2034 FAX 052-325-5788 E-mail kentei@avada.or.jp ホームページ http://www.avada.or.jp/kentei/
--------	---

第3 職業訓練

1 公共職業訓練

(1) 在職者を対象とした訓練

愛知県内の公共職業能力開発施設では、在職者に対し、技術の急速な進歩、産業構造の変化等に対処するため、短期間の職業訓練を実施しています。なお、実施コース等詳細は各公共職業能力開発施設のホームページでご確認ください。

名古屋高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/nagoya/
岡崎高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/okazaki/
一宮高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/ichimiya/
窯業高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/soshiki/yogyo-senmonko/0000053657.html
高浜高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/
東三河高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/higasimi/
ポリテクセンター中部	http://www3.jeed.or.jp/aichi/poly/zaishoku/

経費 有料

申込み 直接各施設に（所在地等は59ページ）

(2) 離転職者等を対象とした短期訓練

離転職者等に対して、職業に必要な技能と知識を習得していただくための職業訓練です。離転職者等を対象とする職業訓練には、公共職業能力開発施設内で実施する施設内訓練のほか、民間の事業主団体等、教育訓練機関に委託して実施する施設外訓練（委託訓練）があります。

◎入校手続きは…

申込先：各公共職業安定所

提出書類：入校願書

（雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長の受講指示を受けた方は受講指示書。）

◎訓練生の特典は…

経費：短期課程の授業料は無料。

雇用保険：雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長の指示による入校者は、訓練修了まで給付を受けられます。

VIII 中高年齢期の再就職

■ 平成29年度 離転職者対象公共職業訓練の内容（職業別）

区分	職種名	訓練内容	実施専門校
機械・金属加工関係	モノづくり総合科 メタルクラフトコース	様々な手工具や板金機械を使用し、切断・曲げなどの加工法及びガス溶接や電気溶接の実習・金属加工に関する技能・知識	名古屋 岡崎
	機械加工技術科	普通旋盤及びNC旋盤による機械加工、フライス盤及びマシニングセンタによる機械加工に関する技能・知識	ポリテクセンター中部
	機械設計科	機械分野の基本を理解し、2次元CADを用いて機械図面の作成、3次元CADを活用し機械製品又は機械設備の設計に関する技能・知識	
	精密溶接技術科	鉄鋼材の加工、ガス溶接・溶断、被覆アーク溶接、炭酸ガスアーク溶接、機械板金（プレス）、TIG溶接、レーザー溶接に関する技能・知識	
	CAD/CAM技術科 【プレス成形金型コース】	機械製図・2次元CAD・3次元CADの技術、また、プレス成形用金型の製作を通じたCAD/CAM、マシニングセンタを用いた加工に関する技術	
	CAD/CAM技術科 【射出成形金型コース】	機械製図・2次元CAD・3次元CADの技術、また、プラスチック製品の金型製作を通じたCAD/CAM・機械加工・測定技術	
建設関係	建築総合科 住環境管理 施工コース	住宅外部の総合的デザイン、外構工事、植栽工事等のエクステリア関連の技能・知識	名古屋
	建築総合科 住宅インテリア コース	住環境の基礎知識を知り、住宅の内装デザイン、リフォーム工事の計画・設計・施工管理及び施行作業が一貫して行える技能・知識	東三河
	建築総合科 住宅エクステリア コース	住宅建築の基礎知識を知り、住宅外部の建築工事、エクステリア工事、庭園管理及びリフォームの施工に関する基礎的な技能・知識	
	造園施工科 造園管理科 総合造園科	庭園等の築造、植栽、設計等に関する技能・知識	岡崎 一宮
	住宅総合科	住宅構造及び内外装材、住宅設備の技能・知識、造園、住宅リフォームに関する総合的な技能・知識	高浜
陶磁器関係	陶磁器科（製造）	成形作業（手ろくろ等）を中心に原型、デザイン、焼成等に関する技能・知識	窯業
	陶磁器科 （デザイン）	陶磁器に関するデザイン、原料の調合、成形、絵付け、施ゆう並びに焼成等に関する技能・知識	
運輸・機械運転関係	クレーン運転科	クレーン・デリック、移動式クレーン等の運転操作と荷扱い方法、並びに作業の機械化に適應できる技能・知識	ポリテクセンター名古屋港
	物流機械運転科	フォークリフトや車両系荷役運搬機械等の走行、荷扱い方法及び点検・整備等物流作業の機械化に適應できる技能・知識	
電気関係	電気機器科	電気工事や電気機器の検査・修理等に関する技能・知識	一宮
	電気工事科	電気工事の基礎、配線、設計施工に関する技能・知識	高浜
電気・電子関係	電気設備 エンジニア科	住宅、ビルの電気配線の基礎から、太陽光発電システム、家庭用ルームエアコン、高圧受電設備、自動火災報知設備、工場などで使われるシーケンス制御など、幅広い電気設備に関する技能・知識	ポリテクセンター中部
	ICT生産 サポート科	生産設備の監視・制御システムの開発・保守・管理に必要なネットワーク、プログラム、データベースに関する技能・知識	
居住関係	住宅診断 CADプランナー科	住宅構造、建築CADによる図面作成、施工法、木造住宅の診断、調査、検査手法に関する技能・知識	ポリテクセンター中部

※公共職業能力開発施設の所在地などは59ページを参照してください。

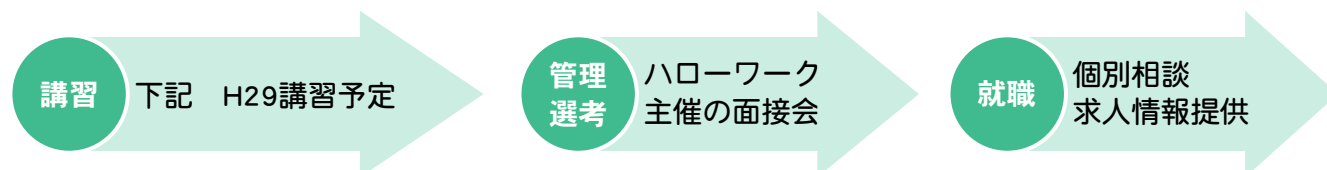
2 生涯現役に向けた各種事業（技能講習）

厚生労働省では、働き方改革において高齢者の就業を推進していく中で、高齢者を対象に、雇用・就業に向けた技能講習を開催しています。⇒ 詳しくはホームページをご参照してください。

★高齢者スキルアップ・就職促進事業 検索 (<http://nikken-skillup.com/aichi/>)

◎受託事業所：株式会社 建築資料研究社（日建学園）

対象者 ●就職を希望される55歳以上の方
●ハローワークに求職登録をしている方



H29 後期講習内容

クリーンスタッフ講習	フォークリフト講習	介護補助スタッフ講習	警備スタッフ講習
初級パソコン講習	調理補助スタッフ講習	緑地管理講習	

★生涯現役促進地域連携事業 検索 (<http://ailabor.or.jp/guide/works/geneki>)

働く意欲ある高年齢者が生き生きと生涯現役で自立した生活が送れるよう、就労をサポートします。

◎受託先：愛知県高年齢者就業促進協議会 実施団体：公益財団法人 愛知県労働協会

対象者 ●就職を希望される55歳以上の方

相談・カウンセリング *再就職や年金等についてキャリアカウンセラーや社会保険労務士がお答えします。	生涯現役実現セミナー *充実したシニアライフへの提言や今後の経済プラン等、各種セミナー開催。	高年齢者人材活用セミナー *高年齢者の活用に取り組む企業の事例を紹介し、生涯現役社会の実現を目指します。
職場見学会 *自分に適した業種・職種を発見する見学会を開催します。	職場体験会 *実際の職場での仕事を体験し、仕事に対する自分の適性を確認します。	企業ミニ説明会 *高齢者を採用する意欲ある企業と個人面接方式で行う小規模合同企業説明会。

★高齢者活躍人材育成事業 検索 (<http://www.sjc.ne.jp/aisiren/jinzaiikusei.html>)

◎受託者：公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会

対象者 ●60歳以上でシルバー人材センターの会員又は入会を希望される方



H29 講習内容

介護補助員	家事援助	庭木管理	学童保育従事者	刈払機取扱作業
介護送迎運転者	清掃業務	室内装飾	襖、障子張替	生前整理
接遇	施設管理人	育児従事者		

IX 多様な働き方を探す

第1 シルバー人材センター

1 臨時・短期・軽易な就業に“シルバー人材センター”

シルバー人材センターは、定年退職後等において臨時的かつ短期的、または軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を提供する高齢者の自主的な団体です。高齢者の就業機会の増大を図り、その多様な就業ニーズに対応するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、愛知県では昭和54年度から設置が始まり、現在、県内全ての市町村に54のセンターが設置され、会員数は34,000名を超えています。

(1) 会員になるには…

- ・センターの設置されている市町村に住む、60歳以上の健康で働く意欲をお持ちの方で、退職または引退過程にある方が対象です。
- ・働きたいけれども、毎日長時間、長期間はむずかしいという方や、空いている時間を活用して働きたいという方、今までやってきた仕事の経験、技能を活かしたいという方に入会をおすすめします。
- ・センターの入会説明を受け、趣旨に賛同いただき、入会申込書を提出後、定められた会費を納入していただきます。

(2) 仕事は…

- ・仕事は、一般家庭、事業所、官公庁などから依頼された「臨時的、短期的、軽易な」仕事になります。
- ・会員は、シルバー人材センターから「請負・委任」又は「シルバー派遣（労働者派遣事業）」の形式により仕事を引き受けます。（仕事の内容によっては、「職業紹介」により取り扱う場合もあります。）
- ・会員は、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。
- ・センターは、会員に対して公平に就業機会を提供する責任があるため、会員は、通常、ローテーションにより働いていただきます。

(3) 報酬は…

- ・センターでは、働いた量に応じて報酬をお支払いします。あくまで、センターの仕事は臨時的、短期的、軽易なものですので、高額になりません。
- ・「請負・委任」で働いた場合は「配分金」として、「シルバー派遣」で働いた場合は「賃金」として支払われます。原則として、1か月に働いた分を翌月に、センターから口座振り込みで支払われます。

◆◆ ちょっとご注意!! ◆◆

★「請負・委任」の形式で働く場合

- ・会員とセンター、会員と仕事先の間に雇用関係はありません。
- ・工作中的ケガなどで診察を受ける場合は、各自加入している健康保険を利用していただきます。
- ・工作中的傷害事故（ケガ）、賠償事故には、センターが加入している「シルバー保険」に基づき一定の対応がされます。

★「シルバー派遣」の形式で働く場合

- ・会員とセンターの間に雇用関係、会員と仕事先（派遣先）の間に指揮命令関係があります。
- ・工作中的ケガは、労災保険の適用を受けます。

■ シルバー人材センターで取り扱う仕事の例

職 種	仕事の例
事務分野	毛筆筆耕、あて名書き、受付事務、パソコン入力 など
屋内外の一般作業	屋外清掃、屋内清掃、除草・草刈り、包装 など
管理分野	公民館管理、駐車場管理、自転車整理、宿日直 など
技能を必要とする分野	ふすま張り、大工仕事、ペンキ塗り、植木手入れ、和洋裁 など
専門技術分野	補習教室講師、家庭教師、パソコン指導 など
サービス分野	福祉・家事援助サービス、子育て支援サービス、観光ガイド など
折衝・外交分野	広報チラシ等の配布、検針、集金 など

IX 多様な働き方を探す

(4) 入会を希望される方は…

お住まいの市町村の各シルバー人材センターにお尋ねください。

■ 愛知県内のシルバー人材センター一覧

名 称	所 在 地	電話番号	会員数(人)
(公社)名古屋市シルバー人材センター	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1	052-842-4688	8,369
東部支部	同上	052-842-4694	2,197
西部支部	名古屋市西区上名古屋2丁目26番15号	052-524-2181	2,422
南部支部	名古屋市熱田区神宮4丁目6番4号	052-671-3161	1,963
北部支部	名古屋市北区萩野通1丁目34番地	052-938-3628	1,787
(公社)豊橋市シルバー人材センター	豊橋市牟呂町字東里42番地の2	0532-48-3301	1,568
(公社)岡崎市シルバー人材センター	岡崎市十王町2丁目9番地	0564-23-8971	1,096
額田支所	岡崎市檜山町字山ノ神21番地1	0564-82-3588	
花園支所	岡崎市恵田町字東三山108番地11	0564-45-8306	
(公社)一宮市シルバー人材センター	一宮市桜1丁目12番1	0586-71-0105	1,117
尾西支部	一宮市東五城字備前12番地	0586-62-9771	
木曽川支部	一宮市木曽川町黒田字西沼51番地	0586-86-1802	
(公社)瀬戸市シルバー人材センター	瀬戸市東権現町51番地	0561-84-2090	414
(公社)半田市シルバー人材センター	半田市東洋町1丁目8番地	0569-22-8736	495
(公社)春日井市シルバー人材センター	春日井市瑞穂通1丁目186番地	0568-84-3515	795
(公社)豊川市シルバー人材センター	豊川市金屋西町3丁目1番地	0533-84-1851	931
(公社)津島市シルバー人材センター	津島市上之町1丁目60番地	0567-26-8448	273
(公社)碧南市シルバー人材センター	碧南市汐田町1丁目1番地2	0566-46-3703	431
(公社)刈谷市シルバー人材センター	刈谷市原崎町4丁目201番地	0566-23-6419	470
(公社)豊田市シルバー人材センター	豊田市喜多町6丁目61番地1	0565-31-1007	2,241
足助支所	豊田市足助町久井戸76番地1	0565-62-2166	
稲武支所	豊田市稲武町竹ノ下4番地2	0565-82-3000	
藤岡支所	豊田市藤岡飯野町田中245番地	0565-76-2949	
下山支所	豊田市大沼町船橋36番地2	0565-91-1221	
小原支所	豊田市小原町上平441番地1	0565-66-0220	
(公社)安城市シルバー人材センター	安城市百石町2丁目13番地8	0566-76-1415	979
(公社)西尾市シルバー人材センター	西尾市花ノ木町2丁目1番地	0563-57-3216	1,108
みなみ支所	西尾市吉良町吉田大切間19番地1	0563-32-3323	
(公社)蒲郡市シルバー人材センター	蒲郡市神明町22番2号	0533-69-0316	541
(公社)犬山市シルバー人材センター	犬山市松本町2丁目7番地	0568-62-8505	856
(公社)常滑市シルバー人材センター	常滑市神明町3丁目40番地	0569-89-7722	352
(公社)江南市シルバー人材センター	江南市古知野町花霞74番地	0587-56-2155	329
(公社)小牧市シルバー人材センター	小牧市大字小牧原新田423番地	0568-76-4710	537
(公社)稲沢市シルバー人材センター	稲沢市稲葉3丁目11番8号	0587-21-9130	521
祖父江支所	稲沢市祖父江町上牧下川田417番地	0587-97-8306	
(公社)新城市シルバー人材センター	新城市矢部字上ノ川1番地6	0536-23-5666	582
鳳来支所	新城市長篠字仲野16番地11	0536-32-0864	
作手支所	新城市作手清岳字ナガラミ10番地2	0536-37-2488	
(公社)東海市シルバー人材センター	東海市荒尾町西廻間2番地の1	052-603-1707	493
(公社)大府市シルバー人材センター	大府市江端町4丁目1番地	0562-48-1806	667
(公社)知多市シルバー人材センター	知多市岡田字向田58番地の2	0562-55-5476	473

IX 多様な働き方を探す

名 称	所 在 地	電話番号	会員数(人)
(公社)知立市シルバー人材センター	知立市八ツ田町泉43番地1	0566-82-5800	465
(公社)尾張旭市シルバー人材センター	尾張旭市稲葉町1丁目41番地1	0561-54-5088	431
(公社)高浜市シルバー人材センター	高浜市湯山町6丁目2番地6	0566-52-5081	422
(公社)岩倉市シルバー人材センター	岩倉市西市町無量寺2番地1	0587-66-2223	330
(公社)豊明市シルバー人材センター	豊明市西川町長田16番地7	0562-93-5011	402
(公社)日進市シルバー人材センター	日進市蟹甲町中島267番地	0561-74-1758	512
(公社)田原市シルバー人材センター	田原市赤石2丁目2番地	0531-23-1438	303
	渥美支所	田原市保美町寺西21番地10	0531-33-1224
(公社)愛西市シルバー人材センター	愛西市小津町観音堂27番地	0567-24-5588	294
	立田支所	愛西市石田町宮前19番地	0567-24-7112
	佐屋支所	愛西市大井町前田面215番地	0567-69-5930
(公社)清須市シルバー人材センター	清須市一場古城604番地15	052-400-3123	431
(公社)北名古屋市シルバー人材センター	北名古屋市西之保中社8番地	0568-21-0810	702
	東支所	北名古屋市高田寺起返18番地	0568-21-3103
(公社)弥富市シルバー人材センター	弥富市綱浦町上本田95番地1	0567-65-5515	223
	十四山支所	弥富市子宝6丁目80番地	0567-56-6030
(公社)みよし市シルバー人材センター	みよし市三好町井ノ花100番地1	0561-34-1988	329
(公社)あま市シルバー人材センター	あま市花正中之割13番地1	052-442-5010	496
	七宝支所	あま市七宝町桂弥勒28番地	052-443-5078
	甚目寺支所	あま市西今宿馬洗46番地	052-445-1914
(公社)長久手市シルバー人材センター	長久手市岩作城の内98番地	0561-62-9100	470
(公社)東郷町シルバー人材センター	愛知郡東郷町大字春木字申下40番地	0561-38-5811	278
(公社)豊山町シルバー人材センター	西春日井郡豊山町大字豊場字神戸188番地	0568-28-6322	220
(公社)大口町コミュニティー・ワークセンター	丹羽郡大口町下小口6丁目48番地1	0587-95-8101	207
(公社)扶桑町シルバー人材センター	丹羽郡扶桑町大字柏森字長畑478番地	0587-93-3252	275
(公社)大治町シルバー人材センター	海部郡大治町大字砂子字西河原18番地	052-443-1680	164
(公社)蟹江町シルバー人材センター	海部郡蟹江町大字西之森字海山282番地2	0567-95-6511	164
* (公社)飛島村シルバー人材センター	海部郡飛島村竹之郷5丁目43番地	0567-52-4711	101
(公社)阿久比町シルバー人材センター	知多郡阿久比町大字卯坂字丸ノ内85番地	0569-48-1111	230
(公社)東浦町シルバー人材センター	知多郡東浦町大字石浜字下庚申坊1番地	0562-84-1567	413
(公社)南知多町シルバー人材センター	知多郡南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘1番地	0569-65-2860	121
(公社)美浜町シルバー人材センター	知多郡美浜町北方1丁目1番地	0569-82-4480	122
(公社)武豊町シルバー人材センター	知多郡武豊町字平海道76番地1	0569-73-4355	280
(公社)幸田町シルバー人材センター	額田郡幸田町大字横落字竹ノ花32番地	0564-63-0011	374
(公社)設楽町シルバー人材センター	北設楽郡設楽町田口字矢高5番地7	0536-62-1784	137
	津具支所	北設楽郡設楽町津具字見出13番地	0536-83-2166
(公社)東栄町シルバー人材センター	北設楽郡東栄町大字本郷字大森1番地	0536-76-1267	151
* (公社)豊根村シルバー人材センター	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地	0536-85-1550	72

(公社)愛知県シルバー人材センター連合会	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 (愛知県東大手庁舎6階)	052-961-9521	34, 757
----------------------	----------------------------------	--------------	---------

*印は、国庫補助対象外団体です。「会員数」欄は2017年3月末現在の登録会員数です。

第2 ボランティア活動

1 ボランティア活動の一例

収集活動

- ・使用済み切手、書き損じ葉書、ベルマーク、エコキャップ

募金・寄付

- ・災害時の義援金・支援金、発展途上国支援、盲導犬、介助犬

自然・環境活動

- ・自分が育てた花や樹木を提供する
- ・公園・道路・河川・行楽地の清掃
- ・海外での植林活動
- ・環境保護、保全活動

国際交流

- ・外国人に日本語を教える
- ・ホストファミリーになる
- ・異文化交流

児童・生徒の健全育成

- ・学習支援
- ・放課後学級で遊びを教える
- ・母親の育児や相談にのる
- ・登下校の見守り、付き添い（スクールガード）

文化を伝承する

- ・地元の祭りや、青年会、子ども会で遊具、生活用品作りを教える又はお年寄りから学び伝える

高齢者や障害者の手助け

- ・食事・買い物・洗濯の手伝い
- ・外出時の付き添い・見守り
- ・話し相手・朗読サービス
- ・各種施設での手伝い
- ・手話・点訳・要約筆記

防災・災害ボランティア

- ・災害被災者の生活支援
- ・物資の援助、運搬等
- ・被災者の寄り添い支援、傾聴
- ・防災意識の啓発

2 育児ボランティア

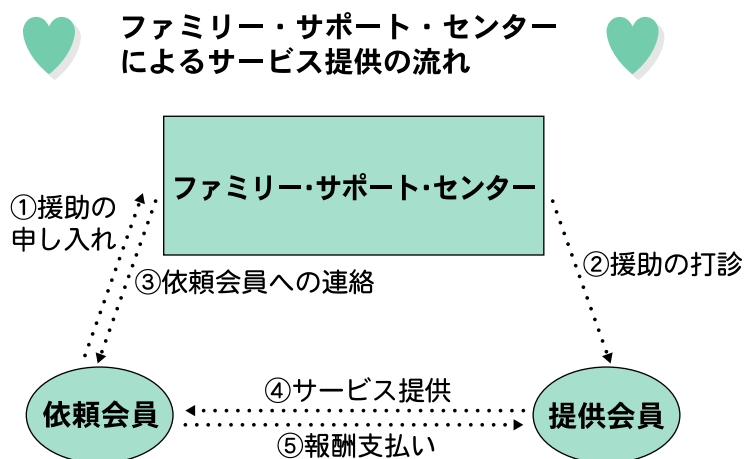
核家族化・都市化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、かつては地域社会における血縁・地縁で助け合ってきた関係は希薄になっています。

このため、安心して子供を育てることが出来る地域社会づくりを目指して、市町村単位でファミリー・サポート・センターの設置が進んでいます。

ファミリー・サポート・センターは地域住民が互いに助け合って育児を行う会員組織で、中高年齢期の方々などが育児サービス提供会員（有償ボランティア）として活躍しています。

会員になるための特別な資格等は不要ですが、あらかじめ会員登録をしておく必要があります。

興味のある方は次ページの各センターにお気軽にお問い合わせください。



IX 多様な働き方を探す

ファミリー・サポート・センター

名 称	セ ン タ ー 所 在 地	電 話
名古屋市のびのび子育てサポート	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	052-962-5102
とよはしファミリー・サポート・センター	豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センターあイトピア内	0532-56-7500
岡崎市 //	岡崎市十王町2-9 家庭児童課内	0564-87-5050
いちのみや //	一宮市栄3-1-2 尾張一宮駅前ビル5階 中央子育て支援センター内	0586-28-9772
瀬戸市 //	瀬戸市宮脇町43 せとっ子ファミリー交流館内	0561-97-2525
はんだ //	半田市広小路町155-3 クラシティ半田3階	0569-32-3443
春日井市 //	春日井市勝川町8-13 子育て子育て総合支援館内	0568-35-3516
豊川市 //	豊川市諏訪3-300 プリオビル5階子育て支援センター内	0533-86-5040
津島市 //	愛西市北河田町郷西343-1	0567-55-7708
へきなん //	碧南市山神町8丁目35番地 碧南市こどもプラザ こころつくしんかわ内	0566-41-2555
かりやし //	刈谷市若松町3-8-2 刈谷市総合健康センター2階	0566-61-2720
とよた //	豊田市若宮町1-57-1 A館T-FACE 9階	0565-37-7135
あんじょう //	安城市大東町8-2 あんぱ〜く内	0566-72-2315
西尾市 //	西尾市花ノ木町2-1 西尾市総合福祉センター5階	0563-57-5007
蒲郡市 //	蒲郡市神明町22-28 がまごおり児童館内	0533-65-9399
犬山市 //	犬山市大字犬山字東畑36 犬山市役所こども未来課内	0568-63-3818
とこなめ //	常滑市神明町3-35 とこなめ市民交流センター内	080-1588-3931
江南市 //	江南市木賀町大門19 江南市役所子育て支援センター交通児童遊園内	0587-54-1111
小牧市 //	小牧市小牧5-253 中部公民館内	0568-74-4755
稲沢市 //	愛西市北河田町郷西343-1	0567-28-5574
新城市 //	新城市日吉字下畑81 鳥原児童館内	080-6922-7001
東海市 //	東海市大田町後田20-1 ソラト太田川3階子育て総合支援センター内	0562-85-6556
おおぶ //	大府市柁山町2-24 子どもステーション内	0562-44-4541
知多市 //	知多市岡田緑ヶ丘22-1 知多市子育て総合支援センター内	0562-55-0051
ちりゅうし //	知立市東栄一丁目45 知立市中央子育て支援センター内	0566-82-9009
尾張旭市 //	尾張旭市新居町明才切57 尾張旭市保健福祉センター内	0561-51-5571
岩倉市 //	岩倉市栄町1-66 岩倉市役所子育て支援課内	0587-38-5810
とよあけ //	豊明市西川町島原11-14 豊明市保健センター内	0562-92-5515
にっしん //	日進市栄4-1002-2 にっしん子育て総合支援センター内	0561-74-6262
田原市 //	田原市赤石二丁目2番地 田原福祉センター内	0531-23-0610
愛西市 //	愛西市北河田町郷西343-1	0567-31-6677
清須 //	清須市須ヶ口1238番地 清須市役所子育て支援課内	052-409-0755
北名古屋市 //	北名古屋市西之保高野79番地 北名古屋市児童センターきらり内	0568-22-7601
弥富市 //	弥富市神戸三丁目20番地1 東部児童館内	0567-52-0922
みよし市 //	みよし市西陣取山130	0561-34-2228
あま市・大治町広域 //	あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎子育て支援課内	052-462-0150
ながくてファミリー・サポート //	長久手市岩作城の内99 長久手市子育て支援センター内	0561-64-5280
とうごう //	東郷町大字春木字西羽根穴2225-4 イーストプラザいこま館内	0561-38-9674
豊山町ファミリー・サポート・センター //	豊山町大字豊場字神戸188 豊山町総合福祉センター南館ひまわり内	0568-39-0060
大口町すくすくサポート //	大口町下小口3-139 北児童センター内	0587-95-7141
扶桑町ファミリー・サポート・センター //	扶桑町大字高雄字羽根西44番地 タイムハウス内	0587-74-0746
蟹江町ファミリー・サポート・センター //	蟹江町城四丁目243番地	0567-96-8671
みはま //	美浜町大字布土字南亀井95-1 美浜町子育て支援センター内	0569-82-5881
ひがしうら //	東浦町大字石浜字三本松1-56 総合子育て支援センター内	0562-84-0181
たけとよ //	武豊町長尾山2 武豊町役場子育て支援課内	0569-72-1111
幸田町 //	幸田町大字上六栗字堀合31番地1 上六栗子育て支援センター内	0564-62-4718

3 ボランティア活動に関するお問い合わせは

社会福祉協議会

みなさんの最寄りの市区町村社会福祉協議会には、ボランティアセンターがあります。

ここでは、ボランティア講座や各種研修会の開催、ボランティアの相談・紹介・登録・広報・啓発等様々な活動をしております。

長年培われた経験や体験を活かして、ボランティア活動をはじめませんか？

まずは、気軽にご相談ください。

愛知県社会福祉協議会 ボランティアセンター	
住 所	〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50 愛知県社会福祉会館内
電 話	052-212-5504
F A X	052-212-5505
U R L	http://aichivc.jp/oshirase.html

名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター	
住 所	〒462-8558 名古屋市北区清水4丁目17-1 総合社会福祉会館5階
電 話	052-911-3180
F A X	052-917-0702
U R L	http://www.nagoya-shakyo.jp/
具体的な活動の相談は、各区社会福祉協議会でお受けしております	

あいちNPO交流プラザ

あいちNPO交流プラザは、県民が行う自由な社会貢献活動としてのNPO活動の促進を目的として、広域的な情報・人材交流のネットワーク拠点、NPOと行政・企業との協働、連携のかなめとして愛知県が設置するものです。

会議室や交流コーナー、情報コーナーを設け、NPOに関心のある方、NPO活動をしている方に、団体の交流・活動の場、情報発信・収集の場として、ご利用いただいております。

また、プラザには県民生活部社会活動推進課NPOグループの職員が常駐し、NPO法人の設立認証の申請、その他NPO活動に関する相談を行っております。

なお、事務所が名古屋市内のみにあるNPO法人の設立認証の申請等に関する業務は名古屋市が行います。

名 称	あいちNPO交流プラザ (県民生活部社会活動推進課NPOグループ)
住 所	〒461-0016 名古屋市東区上笠杉町1 ウィルあいち2階
T E L	052-961-8100
F A X	052-961-2315
ホームページ	https://www.aichi-npo.jp/

第3 創業と起業

1 相談・支援機関

■ 創業プラザあいち

「創業プラザあいち」は、愛知県内で創業を目指している皆様をサポートする場として、名古屋駅前の交通が便利な場所に開設しています。「創業準備する場所がほしい」「ビジネスプランを具体化する方法を教えてほしい」などの方に対して、創業準備スペース等無料で提供しています。

- 事業概要 創業支援の経験が豊富な創業コーディネーターが事業化まできめ細かくかつ継続的に相談助言します。(平日：午後0時45分～午後8時15分)
- 施設概要
 - 創業準備スペース インターネット接続環境を備えた8席のフリーブース。創業に向けてじっくり準備をしていただけます。(PC設置)
※入居には申込手続後、面接等の審査を行います。
 - 交流・情報提供スペース プラザ利用者や創業意欲のある仲間が集い、勉強会やミーティング等情報交換を図っていただくスペースです。
- 創業道場(有料) 創業準備スペースご利用者を対象に創業に関する様々なノウハウを実践的に習得していただくため、全20回に亘り「あいち創業道場」(有料)を開催しています。その他、創業に関する講座やセミナーも随時開催しています。(一部有料)
- 場 所 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)14階
(名古屋市中村区名駅4丁目4番38号)
- 利用日及び利用時間 月曜日～金曜日(休日及び年末年始は除く) 午前9時～午後8時30分
(お盆期間8月13～15日及び年末12月28日、年始1月4日は午後5時30分まで)
- 利 用 料 無料

- 詳しくは <http://www/aibsc.jp/tabid/148/Default.aspx>
- 申込み・問合わせ先 (公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 創業・新事業育成グループ
電話 052-715-3075 FAX 052-563-1438

■ 中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部経営支援課

中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部経営支援課(※独立行政法人中小企業基盤整備機構は国の中小企業施策の総合的実施機関です。)では、中小企業診断士、会計士、技術士、弁護士、弁理士、コンサルタントなどの各種専門家を常設アドバイザーとして配置して、中小企業の方、これから事業を創業しようとしている方、創業後間もない方、第二創業を目指している方々が抱える、経営、技術、賃金、法律、販路開拓、海外展開、マーケティング、Eコマースなど様々な経営課題について、適切できめ細かな助言を行う無料の経営相談を実施しております。

その他、国・地方自治体などの実施する各施策情報を提供しています。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部経営支援課	
住 所	〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目2番13号 名古屋センタービル4階
電 話	052-220-0516
F A X	052-220-0517
開設日・時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
U R L	http://www.smrj.go.jp/chubu/index.html

2 仲間同士が集まって創業・起業する企業組合

企業組合とは

- 企業組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人です。
- 個人が4人以上集まれば、国又は県の認可を得て設立することができます。
- 創業の気運が高まるなか、少額出資の手作りベンチャーとして期待されています。

個人が組合員となり、組合へ出資をするとともに、自らが組合の従業員となって働くのが、企業組合の特徴です。経営も組合員の中から総会で選ばれた役員が行います。また、組合員は出資した金額にかかわらず、総会において一人で一票の議決権と選挙権を行使することができます。

このように、企業組合は民主的なルールの下に、組合員自らの手で作り、働き、経営する企業体なのです。

最近では、高齢者や主婦、SOHO事業者のグループによる設立のケースもあり、またベンチャービジネスの受け皿としての機能も期待されています。

定年退職者がキャリアを社会還元	地元特産品のヘチマで化粧品
「働く動機に合わせた勤務形態」を実現し、「個々の能力に応じた働く場」を確保するため、生産管理、労務、総務等の豊富な経験を有した企業の定年退職者がグループを組み、それぞれの知識・技能を十分に活かしてコンサルタント業務、研修業務、業務請負等を行っていたが、一層の充実を図るため企業組合を設立した。	共同出資会社を設立し農産物の販売を行っていた農家の主婦が、新たな商品として美顔効果のある地元特産のヘチマ水に注目。これの製品化に取り組み、化粧水をはじめ自然化粧品を次々と開発した。 販売先の拡大に伴い、受注体制を再整備し、本格的な事業展開を行うために企業組合を設立。原料のヘチマの栽培は町民に依頼、組合が一括購入。化粧品の製造はメーカー委託、組合が販売。
人と地球にやさしい環境作りのお手伝い	在宅勤務を基本とした女性だけのSOHO
高齢化社会の進展のなか、中高年齢者のために仕事の確保と福祉の増進を図るため設立。その後、中高年齢層のみでなく若手層も含めた活動を展開。知識と経験豊富な各分野のスペシャリスト集団として、建物清掃・管理、住宅リフォーム、ソーラーシステム設置工事、緑化造園工事、労働者派遣などを行い、子供からお年寄りまで、すべての人にやさしく住み良い環境作りに貢献している。	女性デザイナー、会社員、主婦4人が「女性にとって働きやすい環境をつくりたい」と願い、女性起業家としての夢実現に向け組合を設立。それぞれの技術や経験を活かし、デジタル情報関連事業として、ホームページの作成などインターネットビジネスの企画・運営・制作やパソコンスクールの開設を行うほか、デザイン・編集も手がける。

《企業組合Q & A》

Q どんな事業ができますか

A 株式会社同様に、あらゆる事業を、定款に従い経営することが可能です。

Q 組合員が働いた報酬に対する税金は

A 組合の事業に従事して受け取る所得は、税務上、給与所得とすることができます。

また、社会保険も適用になります。

Q 最低資本金の額は

A 法律上、資本金（出資金）の額について制限はありません。

Q 会社への組織変更は

A 株式会社への組織変更が可能です。

Q 設立の手続きは

A 行政庁（都道府県知事等）の認可が必要となります。詳しい手続きなどは、下記中央会へ相談ください。

企業組合の設立・運営のご相談は

愛知県中小企業団体中央会 <http://www.aiweb.or.jp>

□本 所 名古屋市中区区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 16階 Tel 052-485-6811(代表)
Fax 052-485-9199

□三河分室 豊橋市駅前大通り3-90-1

Tel 0532-54-3462 Fax 0532-54-3729

3 創業・起業のための融資制度

■ 日本政策金融公庫 国民生活事業の新規開業ローン

日本政策金融公庫は100%政府出資の政策金融機関です。

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「新規開業資金」などの融資を通じて、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方のお手伝いをさせていただきます。

創業や創業後の事業に必要な設備資金または運転資金の調達に当公庫をご利用ください。

ご融資の種類	新企業育成貸付	
	新規開業資金	女性、若者/シニア起業家資金
ご利用いただける方(※1)	<p>「雇用の創出を伴う事業を始める方」 「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」 「産業競争力強化法に定める認定特例総業支援事業を受けて事業を始める方」又は「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等の一定要件(※2)に該当する方(一定の要件に該当し、事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方も含まれます)</p> <p>なお、本資金の貸付金残高が1000万以内(今回のご融資分も含みます。)の方については、本要件を満たすものとします。</p> <p>(※1) 生活衛生関係の事業を営む方は「生活衛生貸付」、食料品小売業などを営む方は「食品貸付」のご融資対象となり、本制度をご利用いただくことはできません。</p> <p>(※2) 詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。</p>	<p>女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方(法人組織にしている方もご利用いただけます。)</p>
ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金は4,800万円以内)	
ご返済期間	設備資金	20年以内 (うち据置期間2年以内)
	運転資金	7年以内 (うち据置期間2年以内)
主な利率(固定) (H29.7.12現在) <注1>	<p>○基準利率 年1.16%~年2.40%</p> <p>○技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金および設備資金(土地取得資金を除きます。)は、特別利率B 年0.51%~年1.75%</p>	<p>○運転資金・設備資金(土地取得資金を除きます。) 特別利率A 年0.76%~年2.00%</p> <p>技術・ノウハウ等に新規性がみられる方は、特別利率B 年0.51%~年1.75%</p> <p>○土地取得資金 基準利率 年1.16%~年2.40%</p>
	<p>新たに事業を始める方、事業を開始して税務申告2期末満の方は「創業支援貸付利率特例制度」(各融資制度に定める利率から0.2%低減<注2>)がご利用いただけます。</p>	
保証人・担保	お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。	
お取扱期間	平成30年3月31日まで	

<注1> 適用利率は、お使いみち、ご返済期間、担保の有無、その他の条件によって異なります。

<注2> 女性または35歳未満の方およびUターン等により地方で創業する方は0.3%を低減します。

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

問い合わせ先	<p>名古屋ビジネスサポートプラザ</p> <p>〈電話〉052-561-6316 〈URL〉https://www.jfc.go.jp/</p> <p>(行こうよ!公庫)</p> <p>【創業ホットライン:0120-154-505】</p> <p>※音声ガイダンス後「0」を選択してください。専門スタッフが相談を承ります。</p>
--------	--

■ 開業支援資金の融資制度

名 称	融 資 対 象	資金使途・融資限度額	照会先
創業等支援資金 (経済環境適応資金)	次のいずれかに該当する創業者 又は創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人が、 1か月(*6か月)以内に個人 で又は2か月(*6か月) 以内に会社を設立し、事業を 開始すること (2) 中小企業者である会社が、 新たに会社を設立すること (3) 事業を営んでいない個人 が、個人又は会社で事業を開 始し、5年を経過していない こと (4) 会社が新たに会社を設立 し、5年を経過していないこと 【協調推進枠】日本政策金融公庫と 協調した創業に関する取扱いが可能 【クラウドファンディング活用促進枠】 クラウドファンディングと連携した創 業に関する取扱いが可能	設備・運転 2,500万円 (*3,000万円)(融資対象 者(1)の場合で、1,000 万円(*1,500万円)を 超過する金額につい ては、自己資金と同額を 限度とする。) *認定特定創業支援 事業の支援を受けた 場合	愛知県産業労働部中小 企業金融課
創業・事業展開 支援資金	(創業) 名古屋市内で新規に創業する か、又は事業歴が6か月未満の 名古屋市内の会社・個人 (事業展開) 6か月以上引き続き同一業種 の事業を営む名古屋市内の会社 ・個人で (1) 現に事業を継続しながら 事業の多角化をしようとする 方、又は事業の多角化をした 後6か月未満の方 (2) 新たな事業に転換しよう とする方、又は事業転換した 後6か月未満の方	設備・運転1,200万円 必要総資金の90%以内	(公財)名古屋市小規 模事業金融公社
問い合わせ先	愛知県産業労働部中小企業金融課	電話 052-954-6333	
	(公財)名古屋市小規模事業金融公社(中小企業振興会館5階)	電話 052-735-2123	

X 窓口ガイド

1 仕事のことは

■ ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
名古屋中	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-21-5	★052-582-8171	中、西、中村、中川、北の各区、 北名古屋市、清須市、西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	★052-681-1211	熱田、南、港、緑、瑞穂の各区と豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	★052-774-1115	東、千種、昭和、名東、天白、守山の各区、 日進市、長久手市、愛知郡
豊 橋	〒440-8507 豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎	★0532-52-7191	豊橋市、田原市
岡 崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎	★0564-52-8609	岡崎市、額田郡
一 宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	★0586-45-2048	一宮市、稲沢市（平和町を除く）
半 田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	★0569-21-0023	半田市、常滑市、知多市、東海市、知多郡
瀬 戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	0561-82-5123	瀬戸市、尾張旭市
豊 田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	★0565-31-1400	豊田市、みよし市
津 島	〒496-0042 津島市寺前町2-3	0567-26-3158	津島市、愛西市、稲沢市（平和町）、 弥富市、あま市、海部郡
刈 谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	★0566-21-5001	刈谷市、高浜市、安城市、大府市、知立市
碧 南	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	0566-41-0327	碧南市
西 尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	0563-56-3622	西尾市
犬 山	〒484-8609 犬山市松本町2-10	0568-61-2185	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
豊 川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	0533-86-3178	豊川市
蒲 郡	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	0533-67-8609	蒲郡市
新 城	〒441-1384 新城市西入船24-1	0536-22-1160	新城市、北設楽郡
春 日 井	〒486-0807 春日井市大手町2-135	★0568-81-5135	春日井市、小牧市

★ハローワーク・コールセンターによる自動音声応答による取り次ぎを行っています。
音声案内に従って「部門コード」と「#」を押すことによって担当係におつなぎします。
（ダイヤル式電話の場合は、アナウンス終了後に総合案内へおつなぎします）

■ あいちマザーズハローワーク	電話 052-581-0821
■ 人材確保対策コーナー 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19（住友生命名古屋ビル23階）	電話 052-582-2425
■ 農林漁業就職支援コーナー ハローワーク名古屋中に設置	電話 052-582-8171
■ 名古屋外国人雇用サービスセンター 〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1（中日ビル12階）	電話 052-264-1901

X 窓口ガイド

地域の求人情報の提供・ 職業紹介	ふるさとハローワーク (地域職業相談室)	常 滑 市	常滑市新開町4-1 常滑市役所内 0569-35-5111
		田 原 市	田原市赤石2丁目2番地 0531-24-0050
		日 進 市	日進市蟹甲町中島35 日進市商工会館1階 0561-75-4460
		北名古屋市	北名古屋市西之保藤塚93 北名古屋市社会福祉協議会本所2階 0568-24-8689
		江 南 市	江南市赤童子町大堀90 江南市役所内 0587-53-6650
		尾張旭市	尾張旭市東大道町原田2600-1 0561-52-1626
		安 城 市	安城市桜町19-13 安城市役所さくら庁舎内 0566-71-0311
		東 海 市	東海市中央町1-1 東海市役所内 052-603-2211
		知 多 市	知多市緑町1 知多市役所1階 0562-33-3151
		小 牧 市	小牧市中央1-260 名鉄小牧駅ビル1階 0568-73-8609

公共職業能力開発施設

名 称	所 在 地	電 話
名古屋 高等技術専門学校	〒462-0023 名古屋市北区安井2-4-48	052-917-6711
岡 崎 高等技術専門学校	〒444-0802 岡崎市美合町字平端24	0564-51-0775
	造園科 〒470-0431 豊田市西中山町猿田21-1	0565-76-1424
一 宮 高等技術専門学校	〒491-0113 一宮市浅井町西浅井字北山762-1	0586-51-1251
	稲沢校舎 〒492-8405 稲沢市堀之内町白山60-1	0587-36-6585
窯 業 高等技術専門学校	〒489-0965 瀬戸市南山口町538	0561-21-6666
高 浜 高等技術専門学校	〒444-1324 高浜市碧海町4-1-6	0566-53-0031
東三河 高等技術専門学校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-4	0533-93-2018
△愛知障害者 職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14	0533-93-2102
春日台職業訓練校	〒480-0392 春日井市神屋町713-8	0568-88-0811
*ポリテクセンター 中部	〒485-0825 小牧市下末1636-2	0568-79-0512
*ポリテクセンター 名古屋港	〒455-0844 名古屋市港区潮風町3	052-381-2775

(注) *印は(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構立、△印は国立県営、その他は県立です。

2 労働問題のことは

★★★職場でのトラブルでお困りの労働者・事業主のみなさんへ★★★

総合労働相談コーナーにおいては、労働問題に関するあらゆる分野の相談に適切に対応することとし、内容に応じて、関連する法令・裁判例等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、他の処理機関等についての紹介等のワンストップサービスを行っています。

また、相談の過程において個別労働紛争（労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の民事上の紛争）を把握した場合には、個別労働紛争解決制度を教示し、必要な場合には、助言・指導の申出やあっせんの申請を受け付けています。

職場でのトラブルや個別労働関係紛争でお困りの方は、是非ご利用ください。

解雇

配置転換

賃下げ

いじめ

パワハラ

など

労働局 総合労働相談コーナー	
〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館) 地下鉄「市役所」駅5番出口 TEL/052-972-0266 9:30~12:00 13:00~17:00	

その他、各労働基準監督署の総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています。

労働基準監督署

署名	郵便番号・所在地	電話番号 FAX番号	管轄区域
名古屋北	〒461-8575 名古屋市中区白壁1-15-1 (名古屋合同庁舎第3号館8階)	(052) 961-8652 (業務) (052) 961-8653 (方面) (052) 961-8654 (安全衛生) (052) 961-8655 (労災) ----- (052) 953-8529	東区 北区 中区 守山区 春日井市 小牧市 (方面は、労働基準法・労働条件の担当：以下同じ)
名古屋東	〒468-8551 名古屋市中区中平5-2101	(052) 800-0795 (業務) (052) 800-0792 (方面) (052) 800-0793 (安全衛生) (052) 800-0794 (労災) ----- (052) 805-6116	千種区 昭和区 瑞穂区 熱田区 緑区 名東区 天白区 豊明市 日進市 愛知郡
名古屋南	〒455-8525 名古屋市中区港明1-10-4	(052) 651-9206 (業務) (052) 651-9207 (方面) (052) 651-9208 (安全衛生) (052) 651-9209 (労災) ----- (052) 651-9248	中川区 港区 南区
名古屋西	〒453-0813 名古屋市中区二ツ橋町3-37	(052) 481-9532 (業務) (052) 481-9533 (方面)(安全衛生) (052) 481-9534 (労災) ----- (052) 481-2068	中村区 西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡
豊橋	〒440-8506 豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎6階)	(0532) 54-1191 (業務) (0532) 54-1192 (方面) (0532) 54-1193 (安全衛生) (0532) 54-1194 (労災) ----- (0532) 54-1161	豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 北設楽郡
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎5階)	(0564) 52-3161 ----- (0564) 52-9938	岡崎市 額田郡
一宮	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎)	(0586) 45-0206 ----- (0586) 43-2809	一宮市 稲沢市
半田	〒475-8560 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎3階)	(0569) 21-1030 ----- (0569) 24-3782	半田市 常滑市 東海市 知多市 大府市 知多郡
刈谷	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎3階)	(0566) 21-4885 ----- (0566) 24-2791	刈谷市 碧南市 安城市 知立市 高浜市
豊田	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2	(0565) 35-2323 ----- (0565) 35-2341	豊田市 みよし市
瀬戸	〒489-0881 瀬戸市熊野町100	(0561) 82-2103 ----- (0561) 85-1544	瀬戸市 尾張旭市 長久手市
津島	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4	(0567) 26-4155 ----- (0567) 24-9289	津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡
江南	〒483-8162 江南市尾崎町河原101	(0587) 54-2443 ----- (0587) 56-1954	江南市 犬山市 岩倉市 丹羽郡
西尾	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13	(0563) 57-7161 ----- (0563) 54-1064	西尾市

★★★これだけは知っておきたい「労働基準法のあらまし」★★★

労働基準法は、働く人の労働条件の最低基準を定めた法律です。以下のことを知っておいてください。

(1) 均等待遇

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的扱いをしてはならないこととされています。

(2) 労働条件の明示

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示することとされています。また、賃金等重要な労働条件については書面の交付により明示することとされています。

(3) 賃金

使用者は、最低賃金額以上の賃金の支払いを行うこととしています。

また、賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないこととされています。

最低賃金名	時間額(円)	効力発生日
愛知県最低賃金	871	平成29年10月1日

※ 産業別によって最低賃金は変わります。

(4) 労働時間

休憩時間を除き1日8時間、1週40時間とされています。（※特例措置対象事業場を除く）

(5) 休憩時間

労働時間が6時間を超えるときは45分以上の、8時間を超えるときは60分以上の休憩時間を、勤務の途中に与え、自由に利用させることとされています。

(6) 休日

毎週少なくとも1回、又は4週間を通じて4日以上の日を休ませることとされています。

(7) 時間外・休日労働

労働時間を延長し、もしくは深夜に労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の、又(6)の休日に労働させた場合は、同じく3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないこととされています。また、時間外労働が1か月60時間を超える場合は、同じく5割以上の率(※)で計算した割増賃金を支払わなければならないこととされています。（※中小企業については猶予措置があります）

(8) 有給休暇

年次有給休暇は、6か月継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対し、最低10日を与えなければならないこととされています。（表1参照）

〔表1〕一般の労働者（週の所定労働時間が30時間以上又は、週の所定労働日数が5日以上労働者）

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

※ 詳しくは、愛知労働局労働基準部監督課（TEL 052-972-0253）又は、最寄りの各労働基準監督署（60ページ参照）へお尋ねください。

3 年金・健康保険のことは

■ 年金事務所(給付は除く)

事務所名	所在地	電話	管轄区域
大 曾 根	〒461-8685 名古屋市東区東大曾根町28-1	052-935-3344	東区、千種区、守山区、名東区 北区、春日井市、小牧市(厚生年金、健康保険の適用徴収)
中 村	〒453-8653 名古屋市中村区太閤1-19-46	052-453-7200	中村区、津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡
鶴 舞	〒460-8680 名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2553	中区
熱 田	〒456-8567 名古屋市熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263	熱田区、中川区、港区
笠 寺	〒457-8605 名古屋市長区柵下町3-21	052-822-2512	南区、瑞穂区、緑区、豊明市
昭 和	〒466-8567 名古屋市昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463	昭和区、天白区、日進市、愛知郡(東郷町)
名古屋西	〒451-8558 名古屋市長区城西1-6-16	052-524-6855	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋北	〒462-8666 名古屋市長区清水5-6-25	052-912-1213	北区、春日井市、小牧市 (国民年金・年金受給の手続、ご相談のみ)
豊 橋	〒441-8603 豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111	豊橋市、蒲郡市、田原市
岡 崎	〒444-8607 岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637	岡崎市、額田郡
一 宮	〒491-8503 一宮市新生4-7-13	0586-45-1418	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、 丹羽郡
瀬 戸	〒489-8686 瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412	瀬戸市、尾張旭市、長久手市
半 田	〒475-8601 半田市西新町1-1	0569-21-2375	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 知多郡
豊 川	〒442-8605 豊川市金屋町32	0533-89-4042	豊川市、新城市、北設楽郡
刈 谷	〒448-8662 刈谷市寿町1-401	0566-21-2110	刈谷市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、 高浜市
豊 田	〒471-8602 豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123	豊田市、みよし市

■ ねんきんダイヤル(年金に対する一般的な電話相談)

全国共通電話番号 0570-05-1165
IP電話・PHSからは 03-6700-1165

■ 街角の年金相談センター(全国社会保険労務士連合運営対面相談)

街角の年金相談センター名古屋	〒453-0015 名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階
街角の年金相談センター千種	〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31 千種ビル6階

※電話での相談・予約受付はしていません。

■ 健康保険の任意継続、健康保険給付(療養費・高額療養費・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料など)のことは

全国健康保険協会 愛知支部	〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階	052-856-1490 ★音声ガイダンス
---------------	---	--------------------------

4 税金のことは

税務署：税務署におかけいただいた電話は、すべて自動音声案内によりご案内しております。

H29.8.1 現在

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
千種	464-8555	名古屋市千種区振甫町3丁目32番地	052-721-4181	千種区、名東区
名古屋東	461-8621	名古屋市東区主税町3丁目18番地	052-931-2511	東区
名古屋北	462-8543	名古屋市北区清水5丁目6番16号	052-911-2471	北区、守山区
名古屋西	451-8503	名古屋市西区押切2丁目7番21号	052-521-8251	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋中村	453-8686	名古屋市中村区太閤3丁目4番1号	052-451-1441	中村区
名古屋中	460-8522	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131	中区
昭和	467-8510	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	052-881-8171	昭和区、瑞穂区、天白区、日進市、長久手市、愛知県
熱田	456-8711	名古屋市熱田区花表町7番17号	052-881-1541	熱田区、南区、緑区、豊明市
中川	454-8511	名古屋市中川区尾頭橋1丁目7番19号	052-321-1511	中川区、港区
豊橋	440-8504	豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎	0532-52-6201	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
岡崎	444-8552	岡崎市羽根町字北乾地50番地1 岡崎合同庁舎	0564-58-6511	岡崎市、額田郡
一宮	491-8502	一宮市栄4丁目5番7号	0586-72-4331	一宮市、稲沢市
尾張瀬戸	489-8520	瀬戸市熊野町76番地1	0561-82-4111	瀬戸市、尾張旭市
半田	475-8686	半田市宮路町50番地の5	0569-21-3141	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
津島	496-8720	津島市良王町2丁目31番地の1	0567-26-2161	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
刈谷	448-8523	刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎	0566-21-6211	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田	471-8521	豊田市常盤町1丁目105番地3 豊田合同庁舎	0565-35-7777	豊田市、みよし市
西尾	445-8602	西尾市熊味町南十五夜41番地の1	0563-57-3111	西尾市
小牧	485-8651	小牧市中央1丁目424番地	0568-72-2111	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡
新城	441-1372	新城市字裏野1番地1	0536-22-2141	新城市、北設楽郡

「電話相談センター」
を開設しております。

・国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」をご利用ください。
利用方法…最寄の税務署にお電話をいただければ、音声案内(番号「1」)により「電話相談センター」へおつなぎします。(おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます。)
利用時間…月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時までです。

be full of motivation

マイ・ステージ2017

平成29年10月

編集・発行 愛知労働局職業安定部職業対策課
名古屋市中区栄二丁目3番1号
TEL.052-219-5507